

質 問 回 答 書

件名 尼崎市新図書館整備等事業に係る募集要項等について

【質問】

No.	書類名称	頁	項目							質問内容（原文のまま）	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
1	募集要項	9	第2	5	(2)	イ				自主事業について「利用者から利用料金を収受する事業」とありますが、①諸室等の利用者から利用料金を収受する事業、②指定管理者が主催する催事の参加者から参加費を収受する事業、の何れも可能との理解でよろしいでしょうか。	新図書館の貸館機能については、管理運営計画の策定過程において、利用料金制度の採用を検討することとしていますが、利用料金制を採用した場合は、自主事業に限らず、「①諸室等の利用者から利用料金を収受」していただけることになります。一方で、指定管理者が使用料の徴収代行のみを行う方式を採用した場合は、自主事業で使用する施設の使用料を、指定管理者が市に納める必要があります。（この場合、参加者から一定の参加費を徴収することは可能です。） また、「②指定管理者が主催する催事の参加者から参加費を収受する事業」については、利用料金制の採否に関わらず実施可能です。
2	募集要項	9	第2	5	(2)	オ				募集要項では、管理運営法人等が公園内で収益施設を運営することを想定した記載があります。公園内への収益施設設置について、市として現時点で想定している制度（Park-PFI、公募設置管理制度、都市公園法第5条の設置許可、行政財産使用許可等）がありましたらご教示ください。	公園内への収益施設設置については、「別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）」の第5-2-(9)（P42）「Park-PFI等の制度活用検討支援業務」に記載のとおり、管理運営計画策定過程において、ご質問にあるような制度や都市公園リノベーション協定制制度等の活用を検討することについて、管理運営等業務の一環として位置付けており、現時点では、検討することとしている制度のいずれも活用の可能性はあると考えています。
3	募集要項	9	第2	5	(3)					管理運営法人等が負担する経費について、管理運営法人が自主事業を実施するために新図書館等の諸室（利用料金が規定されるもの）を使用する場合、当該利用料金は管理運営法人が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照してください。
4	募集要項	10	第2	5	(3)	【光熱水費の精算方法】				「料金単価が一定以上変動した場合の費用負担については、別途協議により決定する」とありますが、基準となる指数等の想定があれば提示をお願いします。	企業物価指数(電力・都市ガス・水道)が想定されと考えています。
5	募集要項	10	第2	5	(3)					供用開始3年目以降の光熱水費は供用開始1年目及び2年目の年度実績を踏まえて決定するとのことですが、決定した基準使用料の範囲内に光熱水費がおさまった場合の収支の扱いはどのようになるのでしょうか。	3年目以降は光熱水費として想定する金額を指定管理料の一部として市から指定管理者に支払うものであり、実際の光熱水費が設定した基準使用料を下回った場合でも精算は行いません。
6	募集要項	10	第2	5	(3)					「運営準備～供用開始後2年間は実績差額精算、3年目以降は基準使用量超過分は指定管理者負担」との規定について、 ①「基準使用量」の設定方式（供用開始後1・2年目の実績平均があるいは市が別途設定されるのか）、 ②基準使用量の見直し機会（気候変動・利用実態変化時の再設定条件）はあるのか、 ③「料金単価変動は別途協議」の発動条件、 をご教示ください。	① 基準使用量は、供用開始1年目及び2年目の年度実績を踏まえて、市と管理運営法人等が協議して決定します。 ② 基準使用量の見直し機会については、必要が生じた場合には市と管理運営法人等の協議により対応することを想定しています（具体的な再設定条件は今後の協議によります）。 ③ 「料金単価が一定以上変動した場合の費用負担」の別途協議については、企業物価指数（電力・都市ガス・水道）等を基準に、一定以上の変動があった場合に適用することを想定しています。
7	募集要項	11	第3	1						業務提案書等の受付（～9/30）までの期間が短く、より正確で質の良い提案が可能となるよう期間の延長が可能でしょうか？	業務提案書等の提出期限を変更する予定はありません。
8	募集要項	12	第3	2	(1)	ア				応募グループの「代表法人」は、設計法人の代表構成員又は管理運営法人等の代表構成員である必要がありますか。それとも、応募グループを構成するいずれかの構成法人等であれば、設計・管理運営の代表構成員でなくとも代表法人となることができですか。	設計又は管理運営の代表構成員に限らず、応募グループを構成する、法人格を有する構成法人等は、募集要項のP12「イ 代表法人の選定」に示す条件を満たす限りにおいて、応募グループの代表法人となることができず。
9	募集要項	12	第3	2	(1)	イ	(ア)	②		【統括代理人の満たすべき要件】の②（a）に定められている新築の設計業務については、基本設計、実施設計のどちらかが期間内に履行完了していれば要件を満たす、という理解でよろしいでしょうか。 参加資格の確認のため。	ご理解のとおりです。
10	募集要項	12	第3	2	(1)	イ	(ア)	②		「業務責任者」について、実績対象となる施設への常駐は問わない（本社等に在籍した業務責任者や複数施設で業務責任者を兼務した場合なども認められる）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	募集要項	12	第3	2	(1)	イ	(ア)	②		統括代理人の要件②「業務責任者として携わった実績」について、当該業務に照査技術者又は全体監修者（設計監修者）として携わった実績は含まれますか。含まれない場合、ここをいう「業務責任者」とは管理技術者のみを指すのか、ご教示ください。	設計業務の「業務責任者」については、照査技術者は含みません。管理技術者、設計主任担当技術者又は設計監修者となります。
12	募集要項	12	第3	2	(1)	イ	(ア)	②		新図書館の同種施設の実績に関する延床面積要件について、例えば図書館が本館及び分室を有し、一つの契約により管理運営がなされ、かつサービス提供が一体的に行われている施設においては、当該施設群を一体の施設として取り扱うものと考えております。この場合、延床面積要件の確認にあたっては、本館及び分室を含めた施設全体を対象として整理できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のような場合で、「本館及び分室」等の施設群が、それぞれ公立図書館としての一定の機能を有し、（物理的に分離してはいるものの）実態として一の施設として管理運営されていると判断されるような場合については、当該施設群の延べ床面積の合計により実績要件の適否を判断することとし、これに該当するか否かは提出された参加表明書等により個別に判断します。

No.	書類名称	頁	項目						質問内容（原文のまま）	回答
13	募集要項	12	第3	2	(1)				同種施設及び類似施設の定義の注意書きに「※ 1 過去 1 5 年間に～契約履行が完了したものに限り」とありますが、指定管理やPFIで維持管理運営業務を受託した場合、維持管理運営期間が5年～1 5 年となり、履行完了するまで長期間に及びます。履行期間が完了しなくても1 年以上維持管理運営を継続している場合は実績としてお認めいただけますでしょうか。	PFI方式による事業等で、単一の維持管理運営期間が5年を超える長期に及ぶものについては、5年以上の期間に渡って管理運営を継続している実績がある場合は、当該要件における「契約履行が完了したもの」と同等とみなすこととします。
14	募集要項	12	第3	2	(1)				【同種施設及び類似施設の定義】の類似施設に定められている公共施設であれば、用途は問わないという理解でよろしいでしょうか。 参加資格の確認のため。	ご理解のとおりです。
15	募集要項	13	第3	2	(1)	図			総括代理人と管理運営等統括責任者の兼務可、管理運営等統括責任者と館長の兼務可となっていますが、総括代理人が館長も兼務できるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
16	募集要項	16	第3	2	(2)	イ	(ア)	①	e「一つの契約によりなされたもの」とはどういう意味でしょうか。 参加資格要件として定められている実績が、1 本の契約で締結されていること、という理解でよろしいでしょうか。 また、一つの契約として認められない例をご教示いただけませんか。 参加資格の確認のため。	一般的に一の契約により実施されるような実施設計業務について、分割して複数の契約により実施したものは除き、単一の契約として完了した実施設計業務の実績に限るという意味です。ただし、設計業務完了後に当該設計内容の変更を行う業務を別途契約により実施しているような場合は、前者の設計業務のみで「一つの契約になされたもの」とみなします。
17	募集要項	16	第3	2	(2)	イ	(ア)	①	e（新図書館の同種・類似施設の実施設計実績）及び f（公園の同種施設に関する実施設計の実績）について、過去に設計共同体（共同企業体）の一員として実施した業務の実績は認められますか。認められる場合、代表構成員としての実績に限られますか、構成員としての実績でも認められますか。出資比率等の要件があればあわせてご教示ください。	共同企業体（JV）の一員として実施した設計業務の実績については、当該JVにおける担当業務内容が要件を満たしている場合に限り、求める実績に該当するものとして認めます。
18	募集要項	16	第3	2	(2)	イ	(ア)	①	f ①「公園の同種施設」＝都市公園法に基づく都市公園とありますが、公園種別（緑道・地区公園等）を問わず該当しますか。 ②「公園の同種施設に関する実施設計」とは、公園（園地・植栽等）の整備の実施設計に限られますか。それとも、都市公園の区域内又は都市公園に関連して行う施設（例：園路・遊歩道・護岸沿い空間等）の実施設計も含まれますか。 ③ 対象施設が河川区域と重複する場所（河川管理者の占用許可等が絡む遊歩道等）の実施設計であっても、当該場所が都市公園（又はその一部）であれば「公園の同種施設に関する実施設計」として認められますか。 ④「実施設計の実績」は、基本設計のみで足りますが、実施設計（詳細設計）まで必要ですか。	① 都市公園であれば公園の種別は問いません。 ② 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設等を含む、都市公園の区域についての実施設計（ただし、建築基準法第2条第1号の建築物のみを対象としたものを除く）については該当しますが、それ以外の、都市公園の区域外の施設等のみを対象とした実施設計については該当しないものとします。 ③ 当該河川区域が実態として都市公園の機能を有する（都市公園の区域として指定されているものの、実態としては堤防、護岸などの河川管理施設や単なる通路・道路等により構成されるような区域ではない）場合については、公園の同種施設に該当するものとします。 ④「実施設計」と記載のある要件については、基本設計のみを受託した実績は該当しません。
19	募集要項	18	第3	2	(2)	イ	(ア)	②	c 設計共同体の場合、c（登録業種）・d（建設コンサルタント登録部門）・f（公園の同種施設に関する実施設計の実績）について、設計共同体の構成員ではない協力企業が保有する登録・実績をもって、設計共同体が総体として要件を満たすものと認められますか。h（各主任技術者）は協力企業所属者でも可と明記されていますが、c・d・fも同様に協力企業の保有により充足可能か、ご教示ください。	JVが総体として満たすべき要件としての c・d・f の要件については、JVの構成法人のいずれかが満たす必要があるため、設計法人（JV）からの再委託を受ける法人（協力法人）を除いた場合に要件を満たさないJVは、参加資格を有しないことになります。
20	募集要項	18	第3	2	(2)	イ	(ア)	②	c 設計法人が設計JVの場合、総体（協力法人でも可のものは協力法人も含む）とありますが、構成企業と協力企業の違いや定義を教えてください。	協力法人とは、設計法人若しくは管理運営法人等又はそれらの構成法人等から、DO業務の一部を再委託される法人のことを指します。
21	募集要項	18	第3	2	(2)	イ	(イ)	①	c 公園の実績ですが、公園の一部業務（例えば遊具点検）の履行も実績としてお認めいただけますでしょうか。	一以上の「公園の同種施設」に係る管理運営（維持管理を含む）全般について受託し、履行完了したものに限り、当該実績に該当するものとします。
22	募集要項	18	第3	2	(2)	イ	(イ)	①	c 公園の同種施設に関する管理運営（維持管理を含む）の実績について、現在履行中である契約（共同企業体での受注を実績として提出することは可能でしょうか。	原則は元請負人として受注した、一の契約に基づく契約期間について履行完了したもののみを当該実績として認めますが、例外についてはNo.13の回答を、JVによる実績の取扱についてはNo.17の回答を参照してください。
23	募集要項	18	第3	2	(2)	イ	(イ)	①	c 公園の同種施設における管理運営（維持管理を含む）の実績について、指定管理期間中の各年度協定書に基づく業務が完了している場合、その実績は履行完了した実績として取り扱ってよろしいでしょうか。	原則は一の指定管理期間について履行完了したもののみを当該実績として認めますが、例外についてはNo.13の回答を参照してください。
24	募集要項	19	第3	2	(2)	イ	(イ)	①	d 統括代理人は管理運営統括責任者を兼務することができる（募集要項P.13）ことから、統括代理人・管理運営等統括責任者・館長を1名で兼務できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	募集要項	19	第3	2	(2)	イ	(イ)	①	d 管理運営代表構成員が負担する債務について、令和8年5月15日付「対面式質疑応答（1回目）」における質問・意見及び回答「No.27と変更ない」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名称	頁	項目						質問内容（原文のまま）	回答
26	募集要項	19	第3	2	(2)	イ	(イ)	②	管理運営JVの構成員としての参加を検討しています。 担当業務としては、「新図書館開館準備等業務」に記載されている以下の業務の一部を想定しており、統括代理人を支援しながら、設計法人と管理運営法人の協働マネジメントを支援したいと考えています。 1) 設計業務に関する助言・連携 2) 新図書館等の管理運営に向けた準備（管理運営計画（基本計画・実施計画）の策定等） 3) その他開館準備関連業務 つきましては、参加要件に「その他専門性を有すること」等の文言を追記いただくことは可能でしょうか。	募集要項の「（2）応募者の参加資格要件」を満たしていれば、ご指摘の「その他専門性を有すること」という条件を設けなくても、複数の管理運営法人等で、ご指摘の1）～3）の業務を分担することは可能です。 なお、募集要項P14（第3-2-(2)-7）に掲げる要件以外には、管理運営JVに係る参加要件として、JVの全構成法人等がそれぞれ個別に満たすべき能力・資格等の要件は設けていません。（P19（第3-2-(2)-イ-(イ)-②）のとおり。）
27	募集要項	19	第3	2	(2)	イ	(イ)		支社主義で登録していますが、本件に関しては本社主義で参加する場合、参加資格を有するとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問にあるような場合については、参加資格を有することとします。 なお、管理運営法人等については、競争入札参加有資格者名簿に登録された事業者であることを要件としていません。
28	募集要項	19	第3	2	(2)	イ	(イ)		資格者名簿登録のための申請書類に納税証明書がありますが、納税期限の未到来、又はグループ会社の納税額が確定しない等の理由により、その3の3が発行できないことがあります。その場合は期限切れの納税証明や、その時点で発行できる納税証明を提出し、後日差し替え対応とさせていただきます。	ご質問のような事情により、国税の納税証明書（その3の3）が発行できない場合については、同（その1）等の書類により、参加表明書提出時点において、国税については滞納がない（募集要項のP14（第3-2-(2)-7-(イ)）に示す者に該当しない）ことが証明可能な書類を提出してください。 当該証明に必要な書類等を具体的に確認したい場合は、事務局へ個別に問い合わせてください。
29	募集要項	20 ／ 30	第3 ／ 第3	2 ／ 5	(2) ／ (2)	イ ／ －	(I) ／ －		管理運営法人等が応募グループ(管理運営JV)である場合、その構成法人全社の共同出資により設立する法人(合同会社・株式会社等)に管理運営等業務を承継させる(当該法人が指定管理者の指定を受ける)ことは、次のいずれかの時点において可能でしょうか。可能な場合に必要となる条件・手続(真市の承認、議会の議決等)と併せてご教示ください。 ①指定管理者基本協定の締結(令和11年度中想定)まで ②第Ⅱ期指定管理期間(令和18年4月～)の開始時 (意図・背景)構成法人間の連携を強化し、雇用・会計・責任の一元化による安定的で一体的な管理運営体制の構築を検討しているため。	本市の方針は、募集要項で公表しているとおりであり、管理運営等業務の受託者（指定管理者を含む。）が複数の構成法人等によるグループである場合、当該グループは管理運営JVであることを前提としています。そのため、本市としては、現時点において、管理運営法人等の構成法人全社が共同出資により設立する法人（以下「合併会社」という。）が、管理運営等業務の受託者となることは想定していません。 ただし、将来的に、本事業を取り巻く地域の状況、利用者層及び利用者ニーズの変化等の事情が生じた場合で、合併会社による管理運営等業務の実施が必要であることについて、管理運営法人等から十分な根拠のある説明があった場合には、それについて検討する可能性があります。 その場合であっても、出資の割合等や設立される法人の内容等が問題となると予想される他、受託者の実態が本事業の優先交渉権者選定手続において選定された応募グループと実質的に同一と評価できることが必要と考えられ、そのためには、最低限、受託者となる合併会社の本市に対する債務の履行について、応募グループとしての管理運営JVの構成法人全社が、連帯責任を負うことが必要となると考えています。
30	募集要項	25	第3	3	(7)				「業務提案に関する各種提出書類の所定欄に記載するための提案受付番号を、併せて通知する」との記載がありますが、「所定欄」とは具体的にどこを指しますでしょうか。	別冊3「提案様式集Word形式」を修正し、業務提案に関する提出書類の各表紙に受付番号を記入する欄を追記します。
31	募集要項	26	第3	4	(3)				ヒアリングが行われる部屋の大きさ、審査委員の配置、プレゼンターの配置、モニター・スクリーンの有無（レーザーポインターが使用可能かの確認です。）、モニター・スクリーンのサイズについては一次審査通過者にご教示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	募集要項	28	第3	2	(2)	7	(7)		・「新図書館の整備等に係る官民連携アドバイザー業務等委託」に関与した者は参加資格を認めないと思いますが、ここで対象となるのは、個人及び所属する法人との理解で間違いないでしょうか？ ・また、同業務の内容の一部として仕様書に記載されている新図書館整備等基本計画についても、同様の扱いと理解されますが間違いないでしょうか？	「新図書館の整備等に係る官民連携アドバイザー業務等委託」に関与した者とは、その下に記載する3法人及びその法人に所属する個人のことを言います。それ以外の、新図書館整備等基本計画の策定過程における意見聴取等の対象となった利用者・市民・関係団体・有識者等は含まれません。
33	募集要項	28	第3	5	(1)	7	(7)		基本設計完了時点および設計業務履行完了時（実施設計完了時）の支払額については「本市と設計法人との協議に基づき、設計業務委託契約において定める」とされていますが、想定されている基本設計料と実施設計料の配分割合（何対何か）の目安や基準がございましたらご教示ください。	基本設計料と実施設計料の配分割合については、業務提案内容を踏まえ、本市と設計法人との協議に基づき、設計業務委託契約において定めることとしており、現時点で具体的な配分割合の目安等はありません。
34	募集要項	28	第3	5	(1)	7	(7)		設計業務対価の支払いについて、「基本設計・実施設計のそれぞれの完了時点において、履行検査完了後……支払う」とありますが、着手時における前払金（前金払）や、業務期間中の中間金の支払いは想定されていないのでしょうか。	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見回答書の【意見】No.5に対する回答（P16）のとおり、業務委託については、市規定により、前払いや中間払いはできません。
35	募集要項	28	第3	5	(1)	7	(7)		設計業務対価の支払い 本市は、基本設計・実施設計のそれぞれの完了時点において、履行検査完了後、設計業務委託契約書に定められた方法、期日により、設計法人に対価を支払う。 とありますが、円滑な業務の遂行を図るため、契約時・中間検査時・履行検査完了時など、各段階に分割する柔軟な対応をご検討いただくことが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。	No.34の回答を参照してください。

No.	書類名称	頁	項目						質問内容（原文のまま）	回答
36	募集要項	28	第3	5	(1)	7	(7)		・業務完了後の支払いとあり、期日・方法については、契約書に従って行うとあります。また、業務契約書(案)の支払い条件欄は空欄で、同別紙6では、支払い条件は事業者提案を踏まえ確定後記載と有ります。これらは、「完了後の支払い」とは整合していないように思います。 ・円滑な業務遂行を図るため、前払い等柔軟な対応をお願いしたいところでです。この点に関して、貴市のお考えをご教示頂きたい。	No.33、34の回答を参照してください。
37	募集要項	28	第3	5	(1)	7	(1)		工事監理業務の対価について、「履行検査完了後、工事監理業務委託契約書に定められた方法、期日により……支払う」とありますが、本業務は施工期間全般にわたる長期の業務となるため、工事の進捗に合わせて複数回（例えば4回程度など）に分割して支払を受けることは可能でしょうか。支払時期の条件や分割可否の目安についてご教示ください。	工事監理業務については、通常、年度ごとに分割して契約し、工事の進捗にあわせて、履行検査が完了した部分ごとに対価を支払う運用としているため、それに準じた支払いを想定していますが、支払条件の詳細については、業務提案内容を踏まえ、本市と設計法人との協議に基づき、工事監理業務委託契約において定めることとしております。
38	募集要項	28	第3	5	(1)	7	(1)		・業務完了後の支払いとあり、期日・方法については、契約書に従って行うとあります。 ・円滑な業務遂行を図るため、前払い等柔軟な対応をお願いしたいところでです。この点に関して、貴市のお考えをご教示頂きたい。	No.37の回答を参照してください。
39	募集要項	29	第3	5	(1)	4	(7)		※印3つ目の「令和8年度からの人件費ベースアップ率を年率4.1%として想定。」というのは、人件費の想定額を、運営準備業務期間から併用開始後初年度までを通して、8年度の基準から毎年度4.1%引き上げた価格にしているという理解でよろしいでしょうか。	当該部の記載については、「運営準備業務期間」及び新図書館等の「併用開始後初年度」の指定管理料に係る提案上限金額の算定においては、指定管理期間の始期である令和12年度の人件費の水準を、令和8年度予算編成上の水準から年率4.1%のペースで上昇すると仮定して試算している、という趣旨です。
40	募集要項	29	第3	5	(1)	4	(7)		対価の提案上限額の※注記「令和8年度からの人件費ベースアップを年率4.1%として想定」との記載について、①「令和8年度からの」の起点日（令和8年4月1日か契約締結日か）、②市が上限額を算定する前提として、令和8年度から指定管理期間終了までの各年度に毎年この年率を掛けた人件費を算定根拠としているという理解でよいか、をご教示ください。	No.39の回答を参照してください。
41	募集要項／別冊1 要求水準書（設計業務編）	29／32	第3／第5	5／2	(1)／－	4／－	(7)／－		新図書館開館準備等業務の対価 ワークショップの開催に当たり、発生する物理的な経費（会場費、プロジェクター・スクリーン・音響機器等の備品レンタル費および設備費等）につきましては、市にご対応いただけるものと考えておりますが、そのような認識でよろしいでしょうか。	ワークショップ等の開催のための本市施設の使用料や、当該施設において使用（借用）可能な機器類のレンタル及び一般的な文具等（鉛筆、カラーペン、付箋等）に係る費用については本市が負担しますが、それ以外の、事業者の企画・提案内容次第で必要となる物品等に係る経費については、事業者の負担とします。
42	募集要項／別冊8 指定管理者基本協定書（案）	10／15	第2／第37条	5	(3)				募集要項では、修繕費の精算方法について「市に帰属する什器備品や施設設備等の修繕費（年間50万円を想定）について実績との差額について精算する」とありますが、指定管理者基本協定書には「1件につき100万円未満の場合は乙の負担」とあります。どちらが正となりますでしょうか。募集要項が正となる場合は、年間50万円を事業者で見込んでおき、50万円を超えた場合は市の負担、余った場合は市に返金との理解でよろしいでしょうか。	募集要項の第2-5-(3)【修繕費の精算方法】-アの記載が精算の考え方を、指定管理者基本協定書（案）第37条が負担区分をそれぞれ定めるものです。 第1期の指定管理料には市に帰属する什器備品や施設設備等の修繕費（年間50万円を想定）が含まれ、実績との差額を精算します。ただし、1件につき100万円以上となる修繕費については、市と協議のうえ負担区分を定めます。
43	募集要項／別冊8 指定管理者基本協定書（案）	10／15	第2／第37条	5	(3)				募集要項には、「市に帰属する什器備品や施設修繕等の修繕費については、年間50万円を想定し、実績との差額を精算する」と記載されています。一方で、指定管理者基本協定書第37条では、「1件につき100万円未満の修繕については指定管理者（乙）の負担とし、1件につき100万円以上の場合は甲乙協議の上、負担区分を定める」と規定されています。 募集要項では修繕費の精算を前提としているのに対し、基本協定書では一定額未満の修繕を指定管理者負担としているため、両者の関係性や費用負担の考え方について整合性が分かりにくく感じております。つきましては、募集要項における修繕費の精算と、基本協定書第37条における修繕費負担の適用関係についてご教示いただけますようお願いいたします。	No.42の回答を参照してください。
44	別冊1 要求水準書（設計業務編）	3	第2	4	(3)				事前調査等の段階で、受託事業者の予見不可能な規模・範囲の地中障害物や産業廃棄物等が新たに発見された場合、当該撤去・処分に必要な追加費用やそれに伴う工期の延長については、本市の負担および責任において対応する（提案上限額の枠外として別途協議の対象とする）という認識でよろしいでしょうか。	建設工事に係る費用については、「提案上限額」として設定しているわけではありませんが、工事費の目安として別冊1「要求水準書（設計業務編）」のP13及びP35に示す金額については、ご指摘のような予見不可能な規模・範囲の地中障害物や産業廃棄物等が新たに発見された場合における、施工者による撤去・処分に要する費用は含まれません。工期についても同様に、別紙3に示す工期は、そういった想定外の工事に係る期間は考慮していません。 また、設計業務及び新図書館開館準備等業務に関して、ご指摘のような想定外の費用が生じる場合は、基本的に提案上限金額には含まれない別途費用として、合理的な範囲で本市が負担することについて、別途協議の対象とします。
45	別冊1 要求水準書（設計業務編）	3	第2	4					敷地境界線の範囲をご教示お願いします。	大井戸公園と周辺道路等との境界については、現時点では明示できていないため、厳密な「敷地境界線の範囲」をお示しすることはできません。
46	別冊1 要求水準書（設計業務編）	10	図 新図書館整備想定範囲及び設計業務対象範囲						新図書館整備想定範囲が示されていますが、この範囲外に新図書館を計画した場合、減点対象となりますでしょうか	新図書館の整備範囲は「新図書館エリア」が基本となりますが、その外周については、範囲を明確に線引きしているわけではなく、大まかなエリアとして設定しているものであり、別冊1「要求水準書（設計業務編）」のP27の図「大井戸公園の整備イメージ（ゾーニング図）」に示す「誰もが楽しめる空間」の範囲など、大きく逸脱しない程度の計画であれば問題ありません。

No.	書類名称	頁	項目						質問内容（原文のまま）	回答
47	別冊1 要求水準書（設計業務編）	12	第4	2	(5)	7			・武庫川洪水ハザードマップにおいて1.0～3.0m未満の想定浸水深となっていることも踏まえ、本市は新図書館を「津波等一時避難場所」に指定する予定である とありますが、想定浸水深が0.0mとなる基準はどこになるのでしょうか。 敷地の南東部が一番高低が低い場所になるので、そのレベルを±0と考えてよろしいでしょうか。	ハザードマップで示す想定浸水深の基準高さは、各地点における地盤面であるため、大井戸公園の各地点で想定される浸水深は異なりますが、「新図書館エリア」の範囲内については、概ね全域が1.0～3.0m未満の想定浸水深となっています。 （参考：「武庫川水系洪水ハザードマップ」 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/283/20250317_mukogawa.pdf ）
48	別冊1 要求水準書（設計業務編）	12	第4	2	(5)				ZebReadyの認証を取得するとありますが、環境性能の追求にあたり、昨今の極端な気象条件を考慮すると、Zeb基準達成のための設計負荷算定と実際のピーク時の負荷との間に乖離が生じ、快適性が損なわれてしまうリスクを懸念しています。 ZEB認証の取得と、運用時の安定した温熱環境の確保、双方の優先順位や、あるいは許容される設計方針についてどのようにお考えでしょうか。	ZEB Ready認証の取得が実際の建築物における温熱環境に優先するわけではありませんが、基本的には国が示している設計基準により熱負荷を算定し、ZEB Ready水準を満たす設計とする方針です。 ご指摘のような、現実と省エネ計算上の熱負荷との乖離により、実際の室内温熱環境が損なわれることのないよう、外皮性能を重視した設計とすることなどが想定されると考えています。
49	別冊1 要求水準書（設計業務編）	16	第4	3	(1)	I		開架閲覧・学習エリア	「蔵書はICタグ管理とし・・・スペースを確保すること」とありますが、別紙2-6に記載のない機器については（たとえばBDSゲートなど）、市による別途調達に含まれ、本事業においてはスペース（推奨台数）提案する認識で宜しいでしょうか？	別紙2-6は現北図書館から新図書館へ移転させて使用することが想定される備品等を示しているに過ぎず、当然ながら新図書館に設置する予定の備品等を網羅的に記載しているわけではありません。 また、工事費の目安として別冊1「要求水準書（設計業務編）」のP13及びP35に示す金額については、BDSゲート等図書館システムに関連する機器等の調達費用は含まれませんが、その他の什器・備品等は含みます。 同P21（第4-3-(1)-I-その他）に記載のとおり、新図書館の施設計画においては、図書館システムに関連する機器等も含め、家具什器・備品等も適切に計画してください。
50	別冊1 要求水準書（設計業務編）	16	第4	3	(1)	I		開架閲覧・学習エリア	「蔵書はICタグ管理とし・・・適当な数の自動貸出機や図書の自動検索用端末を設置できるように」とありますが、別紙2-6のリストにある機器数を設置できる理解で宜しいでしょうか？	No.49の回答を参照してください。
51	別冊1 要求水準書（設計業務編）	16	第4	3	(1)	I			一般開架書架、児童書架で本棚の段数に想定はありますか。	書架の段数については基本的に提案に委ねますが、配架冊数と閲覧室の規模から、一般開架書架については5～7段程度が想定され、児童書架については、空間の見通し確保や子どもの利用しやすさに配慮した3～4段以下の低書架が基本になると考えています。
52	別冊1 要求水準書（設計業務編）	16, 20	第4	3	(1)	I			一般開架・閲覧室および書庫等において、書架の増設や収蔵能力を増加を考慮した計画とし、積載荷重を十分に考慮することあります。各種の基準にある一般的な図書室や書庫の積載荷重を超える場合、その程度（1.2倍、1.5倍等）についてご教示ください。 質問の意図・背景としては、積載荷重の設定により想定される躯体数量に影響があるためです。	計画内容によっては一般的に見込むべき積載荷重を超える荷重を見込むべき設計となることもあり得ますが、その程度は当然ながら提案内容によりしますので、必要に応じて積載荷重を適切に割り増して計画してください。
53	別冊1 要求水準書（設計業務編）	20	第4	3	(1)	I		書庫	書庫について100-150冊程度とありますが、具体的な冊数について想定があればご教示ください	開架冊数が内容により異なることとなるため、書庫の収蔵冊数については、現時点で具体的な想定はありませんが、一般的に可動式集密書架を設置する100～150冊程度の書庫であれば、4.5万～7万冊程度の収蔵能力が想定されるものと考えています。
54	別冊1 要求水準書（設計業務編）	20	第4	3	(1)	I		その他	・収納や倉庫を適宜設けること。津波等一時避難場所としての収容人数の10分の1以上の数の携帯用トイレを収納できるようにすること。 とありますが、津波等第一避難場所として収容人数はどれくらいの人数を想定しているのかご教示ください。	津波等一時避難場所としての収容可能人員については、具体的な想定や求める水準の設定はしておらず、計画に応じた収容可能人員（3階または2階屋上の収容可能部分の単位面積あたり1人として算定）とする予定です。
55	別冊1 要求水準書（設計業務編）	21	第4	3	(1)	I		その他	「・家具什器・備品については・・・」とありますが、参考として事業対象施設において現在の什器・備品リストをご提示いただくことは可能でしょうか？	現施設の什器・備品リストについては、追加公表する別添資料を参照してください。
56	別冊1 要求水準書（設計業務編）	21	第4	3	(1)	I		その他	森林環境譲与税の活用について 什器、備品、造作家具に限っての活用を想定されているのでしょうか？	森林環境譲与税については、提案内容次第で、建築物や公園内に設けるベンチ等を木質化する場合の内外装材等も活用対象となる可能性があると考えていますが、そうした木質化を要求水準としているわけではありません。
57	別冊1 要求水準書（設計業務編） ／別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	13, 21 ／ 25	第4 ／ 第5	3 ／ 2	(1) ／ (4)	7, I (その他) ／ ク	－ (I)		カフェ専用スペースに係る厨房設備の基盤部分（給排水・電源容量・排気ダクト・グリストラップ等）の一次側インフラは、新図書館の建築費（4,884,000千円）の範囲内で市の負担により整備する理解でよろしいでしょうか。カフェ事業者の負担とされる「専らカフェ等の機能のために用いられる設備や什器備品」(別冊2 第5-2-(4)-ク-(1))との区分の考え方をご教示ください。 (意図・背景)カフェ事業者の誘致条件の設計及び施設設計への反映のため。	前段部分については、基本的にはご理解のとおりです。 一般的にテナントが設置する厨房設備等については、カフェ等の専用スペースを使用する民間事業者が負担するものとしませんが、一次側インフラ（給排水・電源容量・排気ダクト・グリストラップ等）と、カフェ事業者負担分（専らカフェ機能のための設備・什器備品）の具体的な区分については、設計内容を踏まえて管理運営法人等と本市との協議に基づき、設計過程において決定します。
58	別冊1 要求水準書（設計業務編）	23	第4	3	(3)	I		(9)	aアクセスポイント等を入れて無線システムが利用できるよう整備すること（アクセスポイントの機器の調達及び設置、有線LAN等含む）と記載されていますが、アクセスポイント機器までの有線LANおよびPOE（HUB）までが建築費に含まれており、POE（HUB）までの情報幹線およびサーバは建築費には含まれていないと考えてよろしいでしょうか。 質問の意図・背景として、ネットワークの主幹となる機器は北図書館およびテレビエと同じ構成になると考えられるためです。	別冊1「要求水準書（設計業務編）」のP13及びP35に記載の目安の工事費については、ご指摘のPOE（HUB）までの情報幹線およびサーバについても、建築費（電気設備）に含めて算定しています。
59	別冊1 要求水準書（設計業務編）	24	第4	3	(3)	I		(*)	太陽光発電設備の容量について具体的な電力量の想定があればご教示ください	具体的な電力量の想定があるわけではなく、設計内容に応じて、算定された施設（新図書館）の消費電力量を自家消費する容量の発電設備を設置する方針です。

No.	書類名称	頁	項目					質問内容（原文のまま）	回答
60	別冊1 要求水準書（設計業務編）	27	第4	4	(1)			大井戸公園の整備イメージ図の中にバウ園の記載がありませんが、「都会の森」「誰もが楽しめる空間(図書館前広場)」の中に含まれているという認識で問題ありませんか	バウ園は基本的に「都会の森」や「誰もが楽しめる空間(図書館前広場)」への配置を想定していますが、提案に委ねる考えであるため、公園全体を対象として再編・再配置するイメージで計画していただいて構いません。
61	別冊1 要求水準書（設計業務編）	27	第4	4	(1)			大火災避難場所に位置づけられている大井戸公園の防災機能を強化するために必要な機能を計画することとありますが、具体的な内容の想定がありましたら、ご教示ください。	大火災避難場所としての大井戸公園の防災機能強化に必要な機能としては、かまどベンチやマンホールトイレ等が想定されると考えています。
62	別冊1 要求水準書（設計業務編）	28	第4	4	(2)	イ		エントランスエリアと位置づけられている道路空間については、「ほこみち」道路（歩行者利便増進道路）としての位置づけや活用のイメージは想定はされているでしょうか？	エントランスエリアと位置づけられている部分の道路空間（市道390号線及び武庫之荘南部区画第172号線）の歩行者利便増進道路としての活用については、新図書館開館準備等業務の「大井戸公園周辺の活性化検討業務」として、管理運営計画策定過程において検討・整理していくことを想定しています。
63	別冊1 要求水準書（設計業務編）	28	第4	4	(2)	イ		大井戸公園内に現存する石垣・擁壁等の構造物について、要求水準書に明記されている東側道路沿い以外は、撤去・改修の可否に関する制限はないという理解でよいでしょうか。	「エントランスエリア」以外の公園周囲の石垣については、アプローチのバリアフリー化のために必要な範囲を除き、基本的に撤去不可とします。 また、それ以外の公園内部の擁壁等については、公園の現況地形（起伏等）の大幅な変更を伴わない前提で、地盤の保全等に支障のない範囲であれば可能です。
64	別冊1 要求水準書（設計業務編）	29	第4	4	(2)	I	(9)	バウ園の栽培管理については、現管理者の（公財）尼崎緑化公園協会様に再委託できるものと考えてよろしいでしょうか。 大井戸公園のシンボルであるバウ園は市民ボランティアの方と協働で栽培管理されており、継続していただくことが望ましいと考えるため。	指定管理者となる管理運営法人等が、バウ園保護育成に関する業務を協賛法人への再委託により実施しようとする場合、その再委託先事業者は、募集要項や指定管理者基本協定に定める、応募者が備えるべき条件を満たし、禁止条項等に抵触しない範囲であれば、任意に選定することが可能ですが、再委託にあたっては、事前に本市の承諾を得る必要があります。
65	別冊1 要求水準書（設計業務編）	29	第4	4	(2)	I		園内の樹木やバラの管理台帳やリストがありましたら、提供いただきたい。	公園樹の樹種、本数、大まかな位置等を示した図面程度の情報については、業務着手までに提供予定ですが、不足する内容については必要に応じて調査を行ってください。なお、実生木に関しては資料はありません。
66	別冊1 要求水準書（設計業務編）	29	第4	4	(2)	オ	(オ)	公園内の人研ぎ滑り台について、形状変更の提案は可能でしょうか。	残置することを基本としていますが、形状変更の提案は可能です。
67	別冊1 要求水準書（設計業務編）	29	第4	4	(2)	ケ		既存の水路の循環設備等の資料があれば提供いただきたい。	大井戸公園北側のせせらぎ水路には循環設備は設置していません。井水の揚水設備については資料が残っていないため、必要に応じて調査を行ってください。
68	別冊1 要求水準書（設計業務編） ／別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	13, 31 ／第31 ／第26	第4 ／第5	3, 4 ／2	(1), (2) ／(4)	ア、サ ／サ		駐車場を整備し有料で管理運営する場合について、次の3点をご教示ください。 ① 造成・舗装等の整備費は工事費の目安(外構・公園等リニューアル費917,400千円)に含まれるという理解でよろしいでしょうか。 ② 料金徴収設備(ゲート・精算機等)の設置費用は、管理運営法人等の負担となるのでしょうか。 ③ 駐車場利用料金収入は、本市の歳入となるのでしょうか、管理運営法人等の収入となるのでしょうか。 (意図・背景)駐車場管理運営業務は「管理運営法人等の費用負担と責任により実施」とされている一方、整備費・徴収設備・収入帰属の区分が読み取れず、駐車場設置提案の採算判断に必要なため。	① ご理解のとおりです。 ② 基本的には管理運営法人等の負担により設置することを想定していますが、詳細については管理運営計画策定過程において本市と管理運営法人等との協議に基づき決定する想定です。 ③ 駐車場を設置する場合、その利用料については、利用料金制度により、基本的には指定管理者の収入とすることを想定していますが、一定以上の収入があった場合のプロフィットシェア等に関する条件設定は、管理運営計画策定過程において本市と管理運営法人等との協議に基づき決定する想定です。
69	別冊1 要求水準書（設計業務編）	31	第4	4	(2)	セ		新図書館の搬入用のサービスヤード以外に他館等への図書の運搬用の公用車の駐車場は必要でしょうか。必要であれば、台数もご教示ください。	新図書館の1階に設ける搬入用のサービスヤードは、他館等への図書の運搬用トラックヤード・荷捌きスペースも兼ねるものとして計画してください。なお、図書の搬入に係る車両の同時駐車台数は、通常は2台以下となりますが、多目的ホール等の利用者による搬入動線としても利用可能な計画としてください。
70	別冊1 要求水準書（設計業務編）	31	第4	4	(2)	リ		園内の照明の配置図や配線図・系統図があれば提供いただきたい。	追加公表する別添資料を参照してください。ただし、整備当初の図面であり、現状と異なる可能性がありますので、必要に応じて調査を行ってください。
71	別冊1 要求水準書（設計業務編）	32	第5	1	(1)			樹木位置や生育状況に関する資料について、設計業務着手までに提供すると記載のありますが、サンプルをご提供いただけないでしょうか。不足する樹木調査をどの程度見込むか、見積りの参考にしく存じます。	公園樹の樹種、本数、大まかな位置等を示した図面程度の情報です。不足する内容については必要に応じて調査を行ってください。なお、実生木に関しては資料はありません。
72	別冊1 要求水準書（設計業務編）	32	第5	1	(2)			「事前調査が必要な場合で特に予算化が必要となる業務については調査に要する費用について積算を行い報告すること」とありますが、追加業務に示される「土質調査」等についても、この「予算化（積算・報告）」が必要な業務に含まれるという認識でよろしいでしょうか。 また、この土質調査業務に要する費用（専門業者への外注費等）は、本設計業務委託契約の基本報酬とは別枠（別途追加業務費等）として本市にて予算化され、支払われるものであるという認識でよろしいでしょうか。	別紙1-1のP4の追加業務及び別紙1-1-1に示す土質調査については、ご質問の箇所に記載の「事前調査が必要な場合で特に予算化が必要となる業務」には含まれず、そのための費用は、設計業務対価に含まれます。 上記以外の調査に要する費用については、当該「事前調査が必要な場合で特に予算化が必要となる業務」に該当する可能性があります。
73	別冊1 要求水準書（設計業務編）	33	第5	3	(3)			解体業務の積算は金入れまでを想定されているのでしょうか？	大井戸公園内の既存施設の解体設計業務については、金入れまでを含むものになります。

No.	書類名称	頁	項目						質問内容（原文のまま）	回答
74	別冊1 要求水準書（設計業務編）	8／35	第3／第5	2／4	(4)／(5)	イ／イ			「設計金額が工事予算額を超えないよう留意し、超過した場合は設計及び積算の修正を行うこと」とありますが、昨今の急激な資材・人件費高騰等、設計法人の責めに帰すことができない「社会的・経済的要因」により、目安金額（新築約48.8億円／公園約9.1億円）を積算額が超過した場合でも、無償での設計修正義務が課されるのでしょうか。あるいは、「賃金水準又は物価水準の変動により～本市と協議すること」に基づき、予算上限の柔軟な見直しや、仕様ダウングレードに伴う追加設計費の支払いは考慮されますでしょうか。	別冊1「要求水準書（設計業務編）」のP8（第3-2-(4)）「設計の進め方」に記載している「設計金額が工事予算額を超えないよう、留意して設計すること。工事予算額を超過した場合、設計及び積算の修正を行うこと」の責務は、急激な資材・人件費高騰など設計法人の責めに帰すことができない社会的・経済的状況が顕在化していない場合に限定されます。 ただし、工事費が高騰する現下の社会経済情勢を十分に考慮した上で、同P35（第5-4-(5)）の「積算・コストマネジメント」に記載のとおり、設計法人は、基本設計段階から工事費を想定金額以内に抑えるためのコストマネジメントの方法について、本設計業務において実施できる具体的な提案を行ってください。 設計法人が提案する積算・コストマネジメント業務において、賃金水準又は物価水準の変動により工事価格の増減が予測され、工事費の予算上限の見直しや、設計業務の範囲を超えて設計仕様の変更等が必要となった場合は、設計業務の対価の増額も含めて、本市と協議することができるものとします。
75	別冊1 要求水準書（設計業務編）	36	第5	6					6.工事監理業務(別途契約)と記載されてありますが、応募グループ以外の法人と契約する場合はありますでしょうか。	募集要項のP4「第2-1-(3)契約形態」に記載のとおり、工事監理業務に係る委託契約は、設計期間において特段の問題が無ければ、新図書館等の工事着手に合わせて設計法人と別途締結する予定です。 客観的に問題があると判断される場合は、ご指摘のとおり、設計法人以外の法人と工事監理業務に係る委託契約を別途締結する場合もあります。 (客観的に問題がある場合は、例えば設計業務委託契約書（案）第37条の解除権行使に至る事態が発生した場合や、第38条に係る違約金支払義務が設計法人に発生した場合等が考えられます。)
76	別紙1-1	3	I	4	(6)				工事監理委託予定について「在駐」となっておりますが、監理方式についての想定がありましたらご教示ください。 業務内容の確認のため。	工事監理業務については、現時点では重点監理を想定しています。「在駐」の具体的な条件等については、設計法人と本市で協議の上、工事監理業務委託契約において定める想定です。
77	別紙1-1	3	I	4	(6)				工事監理委託予定について「在駐」となっておりますが、重点監理の想定でよろしいでしょうか。 業務内容の確認のため。	No.76の回答を参照してください。
78	別紙1-1	4, 18	テレビ電波障害						P4 追加業務の内容及び範囲において、「テレビ電波障害の調査（6ポイント）と障害予想区域図の作成」と記載されていますが、P18 実施設計では、調査と予測区域図のほか、「テレビ障害対策設計図書（一般設計に準ずる）」も含まれています。P4の業務内容および範囲が正と考えてよろしいでしょうか。 質問の意図・背景として、仮にテレビ障害対策設計図書（一般設計に準ずる）が該当する場合、テレビ障害の影響が現在では不明だと思われるため、建築費が今後大幅に変わるおそれがあるためです。	テレビ電波障害の調査結果を踏まえて、設計対象の建築物において対策が必要なければ、テレビ障害対策設計図書は不要です。なお、本件の事業規模・立地条件でテレビ電波障害対策が必要となることは想定しづらいついています。
79	別紙1-1	5,6	Ⅱ	2	(2)				「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」「建築構造設計基準の資料」が適用基準にあります。耐震安全性の分類に関わらず、各建物において大地震時における変形制限を満足する必要があると考えてよろしいでしょうか。 質問の意図・背景としては、変形制限により想定される躯体数量に影響があるためです。	「尼崎市公共施設設計基準」において、次のとおり規定しています。 構造計算における重要度係数の考え方は下記のとおりとする。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説」の耐震安全性の確保の方法による。 ・重要度係数の運用方法は、次の規定によるものとする。ただし、層間変形角の検討には及ばないものとする。 a 1 次設計で終了する地震層せん断力係数の扱い 建築基準法施行令第88条で規定している地震力の層せん断力係数を算定するにあたっては、次の式に読み替えて同施行令第82条を満足するものとする。ただし、次のbを満足する場合には、本項を適用しなくても良いものとする。 $C_i = G \cdot Z \cdot R_t \cdot A_i \cdot C_o$ G：重要度係数は、表2・表3 ※による。 b 2 次設計を行う各階の必要保有水平耐力の扱い 建築基準法施行令第82条の4で規定している保有水平耐力の算定にあたっては、次の式を満足するものとする。 $Q_{un} = G \cdot D_s \cdot F_e s \cdot Q_{ud}$ G：重要度係数は、表2・表3 ※による。 ※表2、表3において次のとおり規定している。 ・表2 施設の耐震安全性の分類 図書館：Ⅱ類 管理事務所・倉庫・屋外トイレ：Ⅲ類 ・表3 構造体の重要度係数 Ⅱ類：1.25 Ⅲ類：1.00
80	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	3	第3	1	(2)				南側歩道部及び北側歩道部、市道第390号線が設計業務の対象となりますが、維持管理業務の対象とはならないとの認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、公園に附属する樹木の落葉等により必要となる周辺道路の清掃等については、指定管理者の日常管理の範疇で実施していただくことを想定しているものです。
81	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	5	第3	2	(3)	I	(+)		尼崎市様が用意されている公共施設予約システムを利用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	5	第3	2	(3)	カ			現大井戸公園維持管理者から維持管理記録、植栽管理記録等の資料一覧をご提示いただけないでしょうか。	追加公表する別添資料を参照してください。

No.	書類名称	頁	項目						質問内容（原文のまま）	回答
83	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	13	第4	2	(6)	イ			運営業務の範囲内で写真を使用することは、貴市の承諾が得られると考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。広報を目的とした公表には本市の許諾が必要ですが、都度承諾ではなく、一定の基準をお示したうえで、それに適合するものについては、あらかじめ包括的に承諾したものとみなし、それ以外の場合のみ個別承諾とするような運用を想定しています。
84	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	13	第4	2	(6)				写真の撮影を再委託せず、管理運営法人等が自ら行う場合には、本項の適用を受けないのでしょうか。	指定管理者が自ら撮影する場合も同様の取扱になります。
85	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	19	第5	2	(1)	イ	(1)		利用料金制度の定義を確認したい。指定管理者が自らの裁量で料金を設定し、指定管理者自身の収入とする方式と理解すれば良いか。	基本的にはご理解のとおりですが、利用料金制度とは、公の施設の利用料金を、条例の定める枠組みと地方公共団体の承認のもとで指定管理者が定め、これを指定管理者自身の収入として収受する方式のことを言い、条例で定める範囲内で、市の承認を得て利用料金を設定する必要があります。
86	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	19	第5	2	(1)	イ	(1)		「募集策定過程」とはどのタイミングのことを指していますでしょうか	「新図書館等の管理運営計画策定過程」の誤りのため、修正します。 具体的には、管理運営法人等が管理運営基本計画及び管理運営実施計画を作成し、市が指定管理業務仕様や関係条例等の整理を行う期間を想定しています。この過程において、貸館機能への利用料金制度導入の可否等について、管理運営法人等と本市が協議を行う想定です。
87	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	20	第5	2	(2)				現北図書館の蔵書・設備資機材・什器備品類等の移転（運搬）業務、費用負担は貴市が担うという認識でよろしいでしょうか。	現北図書館の蔵書・設備資機材・什器備品類等の移転（運搬）業務については、中央図書館のリニューアルに係る工事工程も踏まえながら、本市全蔵書への効率的なICタグ貼付作業等の実施を目指す中で、中央図書館所蔵の図書等の移転・運搬等とあわせて本市が別途委託することを想定しているため、指定管理者の実施する業務には含まれません。
88	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	21	第5	2	(3)	リ			市内の学校園、生涯学習プラザ図書室等との連携について、中央図書館と北図書館とで担当エリアや施設を分担しているのでしょうか。北図書館と連携した施設の実績（学校園や生涯学習プラザの名称、連携内容）をご教示ください。	市内関係施設との連携については、現時点では明確にエリアや施設により分担して実施しているわけではありません。また、北図書館による主たる連携実績として、複数の小学校との「授業で使用する図書の準備協力」、「在籍児童の図書館見学受け入れ」、「(教員)初任者研修受け入れ」に加え、複数の中学校との「トライやる・ウィーク受け入れ」、そして立花地域課等との「ウエルカム読書スタンブラリー」などといった地区内での子育て支援イベントへの協働を行っています。
89	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	23 ／ 42	第5	2	(4)／ (7)				新図書館および大井戸公園の管理運営業務において、施設内のサービス提供に留まらず、民間企業との連携や地域団体と協働した周辺エリア全体での賑わい創出に向けた取り組みは、本事業の管理運営計画における検討業務の範囲に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	17 ／ 24	第5	1／2	(4)／ (4)	－／イ			「ボランティアグループとのコラボレーションにより、利用者参加型の催しを実施していくこと」とありますが、指定管理者が直接サービスを提供するだけでなく、市民や地域団体・ボランティアが主体的に活動できる仕組みを構築する運営体制の提案は、本業務における管理運営計画の一環として適当であるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	24	第5	2	(4)	キ	(1)		貸館機能を活用した自主事業（ワークショップ、講座等）を実施する場合、当該諸室の使用料を本市に納付する必要はありますでしょうか。（背景）自主事業の収支計画作成のため。	貸館部分に利用料金制度を採用しない場合は、自主事業のために貸館機能を利用する際、指定管理者は当該施設の使用料（減免適用の可能性あり）を市へ納付する必要があります。利用料金制度を導入した場合の取扱については、管理運営計画策定過程において協議の上決定します。なお、参加者から参加費を徴収することは可能です。
92	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	24	第5	2	(4)	キ			現・テレビエの貸室機能について、各諸室の利用実績・収入を3年度分ご教示ください。	追加公表する別添資料を参照してください。
93	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	3／ 24	第3 ／第 5	1／2	(2)／ (4)	－／ キ			屋外テラス・図書館前広場は業務対象施設上、新図書館ないし公園のどちらかに含まれていますが、第三者がイベント・物販等での利用を希望する場合、貸館業務・行為許可・行政財産使用許可のいずれの制度で取り扱うのでしょうか。その際の使用料の帰属と併せてご教示ください。（背景）屋内外の一体的利用による賑わい創出の運用ルールを検討するため。	利用区域の位置付けや利用形態に応じて、貸館業務、尼崎市都市公園条例に基づく行為許可、行政財産使用許可等の適切な制度を適用することを想定しています。具体的な運用ルールについては管理運営計画策定過程において整理します。また、使用料等の帰属については適用制度に応じて決定されます。
94	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	4／ 25	第3 ／第 5	1／2	(3)／ (4)	－／ ク			新図書館の休館日・開館時間外に、カフェ及び屋外テラスを開放・営業することは可能でしょうか。（背景）公園利用者へのサービス提供と賑わい創出、カフェ事業の採算性の観点から。	新図書館内に設けるカフェ等や屋外テラスについては、原則として新図書館の開館日・時間と同様の営業日・時間にすることを想定していますが、騒音・光害対策や明確な動線の分離・セキュリティライン設定、災害時対応の徹底等により、周辺住環境への負荷や施設・利用者の保安、情報セキュリティなどの面で問題ない運営が可能な場合は、休館日や開館時間外での運営・解放を可とする可能性はあります。 具体的な開館日・時間やカフェ等の運営については、管理運営法人等と本市との協議に基づき、管理運営計画策定過程において決定する想定です。

No.	書類名称	頁	項目						質問内容（原文のまま）	回答
95	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	25 ／ 42	第5	2	(4)／ (9)	ケ／ノ			管理運営法人等が自らの投資と責任において実施する自主事業や、Park-PFI制度を活用した公園内の収益施設から得られた収益については、指定管理料の精算（市への返還等）の対象外とし、事業者の独立採算としてエリアの魅力創出やサービス向上等へ自由に再投資・活用できるという認識でよろしいでしょうか。	自主事業についてはご理解のとおりです。 Park-PFI又は公園リノベーション協定制도를活用した場合は、各制度における規定に従って、特定公園施設の整備費の一部又は全部を、実施主体である民間事業者が負担することになります。また、当該収益施設等の設置主体が管理運営法人等となった場合であっても、当該制度活用による事業は、新図書館等の指定管理から独立した契約等により実施されるものであり、それによる収益が指定管理料に影響することはありません。 なお、収益施設等を設置する場合で、当該事業により一定以上の収入があった場合のプロフィットシェア等の設定については、管理運営計画や、活用する制度ごとに定められた手続における各種計画等の策定過程において整理します。
96	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	25	第5	2	(4)	キ	(I)		自主事業に関して「公共性・中立性の確保」が前提とされているが、その程度をご教示いただきたい。例えば、特定の企業とのタイアップイベント等は制限されるのか。	公共施設としての公平な利用機会の確保、特定団体への利益供与と受け取られない運営、政治活動・宗教活動等への不中立な関与を行わないことを基本とします。民間企業との連携や協賛によるイベントは可能とすることを想定していますが、その場合でも、市民利用を不当に制限せず、本施設の設置目的に適合し、公共性・中立性を損なわない内容とする必要があります。
97	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	25	第5	2	(4)	ク	(I)		カフェは事業者の独立採算で運営することが定められているが、Park-PFI制度を導入した場合、この項目は無効となるのか。その他、Park-PFI制度の導入により無効となる項目があればご教示いただきたい。	Park-PFI制度を導入した場合の公募対象公園施設等については、設置主体である民間事業者が所有する施設であり、設置主体の責任と負担により運営される施設になります。制度導入により運営スキームや占用形態等は変更される可能性があります。要求水準書の趣旨が直ちに無効となるものではありません。詳細は管理運営計画策定過程において、実施主体となる事業者と本市の協議に基づき決定します。
98	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	25	第5	2	(4)	ク	(I)		カフェ事業者が取得する行政財産使用許可は、年度単位での更新を想定されているのでしょうか。あるいは指定管理期間に応じた複数年の許可・更新の運用が想定されるのでしょうか。 （背景）誘致するカフェ事業者の内装等初期投資の回収可能性に直結し、誘致条件の設計に必要なため。	カフェ等で使用する場合の行政財産使用許可の期間は原則として1年以内となっており、複数年度にわたる場合は年度ごとの更新が必要です。
99	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	25	第5	2	(4)	ク、ケ	(I)		行政財産使用許可の使用料算定方法・水準の目安（面積単価等）をご教示ください。 （背景）カフェの運営方式（誘致／直営）の比較検討と収支計画作成のため。	実施方針及び要求水準書（案）に係る質問・意見回答書のNo.153の回答のとおり、目的外使用料の平米単価は、計画内容より異なりますが、参考として下記の条件で算出すると、目的外使用料は、年額：865,200円、月額：72,100円となります。 建築面積：2000㎡ 延べ床面積：4000㎡ 使用床面積：50㎡ 構造種別：RC造
100	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	25	第5	2	(4)	ク、ケ			カフェ等を自主事業として自ら運営する場合、曜日・時間帯を区切って第三者に使用させる運用（シェアキッチン、間借り営業等）ないし、一部をテナント貸しすることは可能でしょうか。 （背景）多様な担い手の参画による施設魅力向上の検討のため。	本市は使用許可した行政財産の転貸を認めていません。 第三者の使用内容が転貸に該当するか否かについては、個別に判断しますので、具体的な事業計画等をご用意のうえ、事前に協議ください。
101	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	25	第5	2	(4)	ケ			整備施設のコンセプト（募集要項P.3）に合致することを前提とし、かつ関係機関等との調整が整った場合には、指定管理対象施設（新図書館及び大井戸公園）外の武庫之荘駅南口エリア（新トレビエヤ周辺道路等）で自主事業を実施することについて貴市と協議させて頂けますでしょうか。	指定管理制度における自主事業は、あくまで対象施設の管理運営に付随・関連するものとして市が承認した範囲で実施されるものであるため、指定管理対象施設外における事業は、基本的には指定管理者である法人独自の一般事業として、関係権利者や管理者との調整及び必要な許認可等を含めて、指定管理者の責任と費用負担において実施いただくものであり、自主事業としては位置づけられないものと考えています。 ただし、当該事業内容が新図書館等の指定管理に付随・関連するもので、目的達成やエリア価値向上につながるものである場合には、本市と協議することは可能です。
102	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	25	第5	2	(4)	ケ			自主事業を実施できる場所は、新図書館等（新図書館及び大井戸公園全体）と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。No.101の回答も参照してください。
103	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	25	第5	2	(4)	ケ			指定管理者が自主事業をする場合でも、建物及び園地の使用料を負担する必要があるのかご教示いただきたい。	No.91、93、104の回答を参照してください。
104	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	25 ～2 6／ 39	第5 ／第 5	2 ／2	(4)／ (6)	ケ、コ ／カ			管理運営法人等が自主事業として大井戸公園内（図書館前広場等を含む）でマルシェ等のイベントを実施する場合、都市公園条例に基づく行為許可の取得及び使用料の納付は必要でしょうか。第5-2-(4)-コ「行政財産使用許可に基づく事業」の適用区分と併せてご教示ください。 （背景）公園を活用したプログラムの企画立案・収支検討のため。	大井戸公園内で自主事業を実施する場合であっても、都市公園条例等に基づく所定の手続が必要となる場合があります。行政財産使用許可に基づく事業との区分については、利用形態や占用状況等を踏まえて判断するものであり、管理運営計画策定過程において整理する想定です。
105	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	26	第5	2	(4)	サ	(ア)		「（ア）管理運営法人等の提案により…」とありますが、有料化や機械式などの提案をすることが可能で、無料・ゲート管理無しとするなど含め、提案に委ねる理解で宜しいでしょうか？	基本的にはご理解のとおりですが、駐車場を設ける場合は、有料（新図書館利用者は一定時間まで無料などのサービスあり）とすることが基本になると考えています。詳細については、管理運営法人等と本市との協議に基づき、管理運営計画策定過程において決定する想定です。

No.	書類名称	頁	項目						質問内容（原文のまま）	回答
106	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	27	第5	2	(5)	ア	(ア)		(ア) ⑦樹木薬剤散布・剪定業務についての詳細はp.35～39才植物管理業務に記載との認識でよろしいでしょうか。	別冊2「要求水準書（管理運営等業務編）」のP27（第5-2-(5)-ア-(ア)-⑦）に記載の「樹木薬剤散布・剪定業務」は、新図書館維持管理業務として位置づける、新図書館エリア内の植物の管理等に係る業務であり、詳細は別紙2-1「施設設備維持管理業務実施要領」のP20～23に記載のとおりです。 なお、「要求水準書（管理運営等業務編）」のP35～39（第5-2-(6)-ウ）に記載の「植物管理業務」は新図書館エリア以外の植物に関する管理業務として記載しているものです。
107	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	28	第5	2	(5)	ウ	(ウ)		館内安全管理業務に医薬品等を用意することと記載がありますが、外傷に対応するための絆創膏やガーゼ、包帯等の用意でよろしいでしょうか。風邪薬や解熱剤等の服用する薬は不要で良いか確認です。人によっては副作用やアレルギー等の症状が出る可能性があるため事業者では扱えません。	ご理解のとおり、用意をしていただくことを想定している医薬品等は、絆創膏、ガーゼ、殺菌消毒液、包帯などの外傷に対応するものであり、アレルギー等への配慮などから内服薬は想定していません。
108	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	28	第5	2	(5)	カ			貸室の運用にあたっては「尼崎市公共予約システム」が使用できる端末を貴市にご用意いただけるという認識でよろしいでしょうか。	現在の「尼崎市公共施設予約システム」の運用においては、専用端末を本市が提供していますが、システムの更新（新規システムへの移行）により専用端末の要否を含め、運用が変更となる可能性があります。その場合であっても、貸室部分の予約システムに関して、指定管理者が専用の機器等を調達することは想定していません。
109	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	29～41	第5	2	(6)				募集要項及び要求水準書では、大井戸公園維持管理業務として日常点検、定期点検、清掃、植物管理、行為許可、バウ園保護育成業務等が示されています。一方、施設数量や管理頻度等は読み取れませんでした。現況施設台帳、管理対象数量、年間作業実績、維持管理水準が分かる資料がありましたらご提供ください。	現況施設、管理数量、年間作業実績については、それぞれ追加公表する別添資料を参照してください。
110	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	29～41	第5	2	(6)				大井戸公園については利用実績として利用者数、イベント実績、行為許可件数等の実績資料がありましたらご提供ください。	追加公表する別添資料を参照してください。
111	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	29～41	第5	2	(6)				維持管理対象や現況把握のため、公園施設台帳、遊具・樹木・設備等の管理台帳等がありましたら、共有いただくことは可能でしょうか。	追加公表する別添資料を参照してください。
112	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	34	第5	2	(6)	イ	(ハ)		粗大ごみ及び投棄物等の処理ですが、事業者の責にやらない外部より持ち込まれた投棄物等の処分費は市の負担としていただけないでしょうか。	ご指摘のような投棄物等についても、原則として指定管理者の負担により処分することとしています。
113	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	36	第5	2	(6)	オ	(ウ)	①	高木剪定において現状自然林として管理されている（H15m以上）エリアについては大井戸公園の素晴らしい景観の特徴であることからむやみな骨格剪定をせずに、枯れ枝、障害枝のみの管理が適切と考えた計画としたいがいかがでしょうか？ （敷地境界沿いは別途必要な剪定を実施）	利用者や周辺住民の保安上の観点に加えて良好な景観の保全のためにも、別冊2「要求水準書（管理運営等業務編）」に記載のとおり管理していただくことを基本としておりますが、より良好な維持管理状態を保つための提案を妨げるものではありません。
114	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	39	第5	2	(6)	カ	(イ)		募集要項では「大井戸公園においてする行為の許可」が指定管理業務として位置づけられ、要求水準書では「図書館のような公園・公園のような図書館」の実現や、公共空間の利活用・賑わい創出が求められています。一方、現行の公園使用許可基準では実施が難しい取組も想定されます。 本事業では、現行の許可基準・運用を前提として提案することを想定されているのでしょうか。それとも、本事業の目的を踏まえ、指定管理者による運用改善や許可基準の見直しを含めた提案を期待されているのでしょうか。また、指定管理者が許可権者として処理できる行為と、市が判断する行為の区分についてもご教示ください。	実施方針及び要求水準書（案）に係る質問・意見回答書のNo.177の回答のとおり、現状の基準内でキッチンカー出店等を許可している事例もありますので、基準の見直しは想定しておりません。 例えば、公園や図書館の利用促進や利用者利便増進につなげる目的で行われるような行為については、基本的には「行為の目的が他にある」場合に該当すると運用しているため、キッチンカーに限らず、多様なイベント等の行為について、現行基準の中でご提案いただくことは可能ですが、それでも実施が難しいと考えられるような事業については、許可基準の見直しを含めた提案をしていただくことも可能です。 また、具体的な行為許可の主体の区分については、提案内容等を踏まえ、管理運営計画策定過程において整理します。
115	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(7)	ア			「北図書館跡地等活用方策検討業務」について、1回目質疑（p.11）で「エリア全体の価値向上につながる公共空間活用方法の提案やその実現可能性の検討に関する支援」とご回答いただいておりますが、①同回答にある「官民連携手法の活用の可能性検討」というのは、いわゆるVFM算出等まで本業務内で実施する必要があるのか、それとも概念的な事業手法整理までのイメージでよいのか、②検討成果物の分量目安（頁数等）と管理運営基本計画・実施計画への組み込み方法、③庁内会議参加・意思決定資料作成の有無・回数、をご教示ください。	本業務は基本的に事業手法や活用方針の整理、公共空間活用可能性の検討支援を想定しており、VFM算定等の詳細な事業化調査を求めるものではありません。成果物ボリューム、会議回数等の詳細は管理運営計画策定にあたり事業者として必要と想定される回数を見積もった上で御提案ください。 ただし、提案時に想定された当該条件を上回った事のみを以て、新図書館開館準備等業務の対価の増額に係る協議には応じられませんので、その前提で御提案ください。
116	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(7)	ア			上限価格積算にあたり、本業務のコストとして見込んでおられた金額をご教示ください。	個別業務ごとの積算額は公表していません。提案上限額の範囲内で、各業務内容を踏まえて提案してください。
117	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(7)	ア			「管理運営計画における重要項目として整理」について、業務内容や達成基準等を具体的に御教示願います。（「イ 公共空間活用検討業務」及び「(9) Park-PFI等の制度活用検討検討支援業務」についても、それぞれ同様に御教示願います。）	本業務は具体的な整備事業や制度導入を確約するものではなく、実現可能性を踏まえた検討及び提案を求めるものです。管理運営計画策定プロセスにおいて、市との内容協議を経た上で、方向性や実施方策についてコンサルティング・御提案いただいた上で、成果とすることを想定しています。

No.	書類名称	頁	項目						質問内容（原文のまま）	回答	
118	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(7)	イ			要求水準書において「大井戸公園周辺の活性化検討業務」や「公共空間活用検討業務」が挙げられておりますが、管理運営期間中において、管理運営法人が主体となり、周辺地域活性化を目的とした大井戸公園内での定期的なマルシェの開催や移動飲食車（キッチンカー）の誘致、イベントに伴う物販等の自主事業（収益事業）を包括的に実施することは可能でしょうか。また、その際の収益の帰属および市への納付金・利用料等の運用の有無についてご教示ください。	提案内容が本事業の目的に合致し、公園利用や図書館利用との調和が図られるものと本市が判断し、事前に承認した場合には可能です。収益の取扱いや、必要な許可手続、使用料等については、提案内容等を踏まえ、管理運営計画策定過程において一定整理する想定です。 また、別紙2-4「大井戸公園においてする行為の許可基準」の運用については、No.114の回答を参照してください。	
									あわせて、上記を行う場合、別紙2-4「大井戸公園においてする行為の許可基準」では対応できない可能性について貴市の見解をご教授ください。		
119	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(7)				要求水準書では「北図書館跡地等活用方策検討業務」「公共空間活用検討業務」を実施することとなっています。本業務について、市が想定する成果物の内容をご教示ください。また、会議等への参加・助言を主とする業務である場合は、想定する会議体、年間開催回数、事業者を求める役割など、業務量が把握できる範囲でご教示ください。	No.115の回答を参照してください。	
120	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(9)		(4)		都市公園リノベーション協定制度的について、実施主体は限定されているとの理解ですが、本事業の場合、一体型事業実施主体又は都市再生推進法人に該当する主体が存在するということでしょうか？もしくは、指定管理者が一体型事業実施主体に該当するということでしょうか？	現時点で制度活用主体は決定していません。本業務において制度適用可能性を検討することを想定しており、指定管理者が当然に対象主体となることを前提とするものではありません。	
121	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(9)				業務内容にある「Park-PFI等の制度活用検討支援業務」に関し、本事業の期間中にPark-PFI等の官民連携手法による施設整備・運営が具体化した場合、本事業の管理運営法人がその整備・運営の優先交渉権等を得るスキームを想定されているのか、あるいは別途、完全に独立した公募手続きが行われる想定なのか、現時点での方向性をご教示ください。	現時点では、本業務における「Park-PFI等の制度活用検討支援業務」は、制度活用の可能性及び実現性を検討するものであり、管理運営法人等に対して優先交渉権その他の権利を付与することを予定しているものではありません。 将来的にPark-PFI等の制度活用により新たな事業者選定が必要となる場合は、関係法令等に基づき、公平性・透明性を確保した手続により実施することを想定しています。ただし、本業務を通じて蓄積された知見や検討成果については、当該事業者の提案能力や事業実施能力を示す実績として活用されることを妨げるものではありません。	
122	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(9)				募集要項及び要求水準書では「Park-PFI等の制度活用検討支援業務」が位置付けられています。本業務について、市が想定する成果物の内容をご教示ください。また、会議等への参加・助言を主とする業務である場合は、想定する会議体、年間開催回数、事業者を求める役割など、業務量が把握できる範囲でご教示ください。	「Park-PFI等の制度活用検討支援業務」成果物としては、管理運営計画において以下のような内容について整理して記載することを想定しています。 ・制度活用の可能性・効果・課題整理 ・想定される事業スキームの比較検討 ・今後の事業化に向けた課題整理 また、本市との協議や庁内検討に係る支援、提案、助言を求めるものであり、主には「関係者協議会」において全体での情報共有、検討協議等を進める想定です。その他、No.115の回答も参照してください。	
123	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(9)				「大井戸公園の一部又は全部について指定管理の対象から外す」とありますが、指定管理対象施設の変更については、予め貴市と管理運営法人等との間で協議を行い合意の下に変更が適用されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 市が大井戸公園の一部又は全部について指定管理対象の変更を検討する場合には、管理運営法人等と協議を行い、管理運営業務への影響、費用負担、業務範囲及び指定管理料の取扱い等について整理したうえで、必要な手続を実施することを想定しています。	
124	別紙2-1	51	市有建築物における外壁全面打診等点検特記仕様書						建築物外壁等の全面打診点検については、供用開始または前回調査から10年を目安に実施するとの理解でよいでしょうか。また、当該点検に係る費用負担は市と指定管理者のいずれになりますでしょうか	前段についてはご理解のとおりです。後段については、当該調査実施予定年度の指定管理料を、その費用を含めて算定し、指定管理者が実施する想定です。	
125	別紙2-6								要求水準書には「ボランティア団体とのバラ栽培管理の取組（令和6年度実績）」が添付されています。現時点で活動されている団体数、活動頻度、役割分担、今後も継続を前提としているかについてご教示ください。	現在、大井戸公園で活動されているボランティア団体数及びその活動については下記のとおりであり、今後も継続的に活動されるものと考えています。 団体数：1 活動頻度：月1回程度 活動内容：花柄摘み、除草、施肥など季節に応じたバラの栽培管理作業【参考】 （公財）尼崎緑化公園協会HP： https://www.amaryoku.or.jp/volunteer/?mode=show&seq=3	
126	別紙2-6								現北図書館から新図書館への移転を想定する蔵書・設備機材・什器備品等をお示しいただきましたが、図書館システムに係る備品類（PC、プリンター、OPAC、自動貸出機等）は移転する機材のほか追加で調達を予定しているのでしょうか。	No.49の回答を参照してください。	
127	別冊3 提案様式集Word形式	1	第1							応募書類押印等について 契約の主体が大坂支店となるため、社長から支店長への委任状を添付した上で、申請については支店長名でよろしいでしょうか。	申請者等としては契約の主体となる者を記載してください。
128	別冊3 提案様式集Word形式	1	第1	提出書類一覧表（様式2-12及び同別紙1）						「参加資格確認に関する提出書類」となっておりますが、事業計画書が含まれているため、提案書を提出する9月30日の提出という理解でよろしいでしょうか。また、提案書として綴じ込む場合は、綴じ込む順番、正本・副本の部数についてご教示ください。	様式2-12、様式2-12（別紙1）及びその添付書類については、「1 指定管理者事業計画書」及び「2 管理運営費収支提案書」を除き、参加資格確認に関する提出書類の一部として、参加表明書等提出時にご提出ください。 様式2-12を修正し、「1 指定管理者事業計画書」及び「2 管理運営費収支提案書」については、業務提案書等提出時に提出すればよい旨追記します。

No.	書類名称	頁	項目						質問内容（原文のまま）	回答
129	別冊3 提案様式集Word形式	2	第1						「提案概要書（公表用）」について、提出書類一覧には「任意の書式で作成すること」と「様式8」と併記されていますが、本書類の作成は事業者の任意様式という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	別冊3 提案様式集Word形式	3	第2	1	(2)				「すべてのデータ（中略）をCD-ROMに保存のうえ1部提出」とございますが、データの形式は指示されたファイル形式を保存するという理解でよろしいでしょうか。また、「参考図書以外の提出書類に係る記載内容及び記載方法」に記載がございますので、参考図書等（様式7-1～様式8）のデータは不要という理解でよろしいでしょうか。	参考図書以外の提出書類については、提出書類一覧に記載のファイル形式とPDF形式でCD-ROMに保存してください。 参考図書については記載漏れであり、様式7-1～7-6及び様式8のPDF形式のデータをCD-ROMにて提出する必要があります。別冊3「提案様式集Word形式」を修正し、その旨追記します。
131	別冊3 提案様式集Word形式	3	第2	1	(2)				「各様式において、注）又は※印で記載された事項は、作成にあつての注記事項であるため、業務提案書の提出の際には削除して提出すること。」とございますが、様式6-2、6-3、6-5（別紙1）、様式6-8（別紙1、2、3）、様式6-10（別紙1）、様式7-1においても全て削除することとよろしいでしょうか。	ご指摘の様式のように、欄外等に注記があり、それを削除せずとも問題なく必要事項をすべて記載可能なものについては、必ずしも削除する必要はありません。
132	別冊3 提案様式集Word形式	3	第2	1	(2)				CD-ROMに収めるデータは正本内容ということとよろしいでしょうか？	CD-ROMには、正本と副本のデータを保存してください。別冊3「提案様式集Word形式」を修正し、その旨追記します。
133	別冊3 提案様式集Word形式	3	第2	1	(2)				様式にある余白、外枠の位置をレイアウトが変わらない範囲で変更してもよろしいでしょうか	レイアウトが変わらない範囲での様式の変更は差し支えありません。
134	別冊3 提案様式集Word形式	3	第2	1	(2)				「A 3サイズが指定されている場合は、横使い横書きにて作成し、左綴じすること」とありますが、参考図書以外の提出書類でA 3サイズが指定されている様式がありますでしょうか。	様式7-1～7-6及び様式8以外でA3サイズで指定している様式はありませんので、別冊3「提案様式集Word形式」を修正し、当該部分の記載を削除します。
135	別冊3 提案様式集Word形式	3	第2	1	(2)				「各様式の使用ソフトは、提出書類一覧に記載のファイル形式に従って、Microsoft Word又はExcel（Windows対応）で作成すること。」とありますが、Word形式の様式のうち一部をPowerPointにて作成してもよろしいでしょうか。 具体的には様式6-4～6-10（別紙は除く）の提案に関する様式です。	Microsoft Word又はExcel（Windows対応）の指定がある書類は指定形式で作成してください。ただし、最終的な形式が指定のとおりであれば、過程は問いませんので、例えば、PowerPointにより作成したスライドの画像等をWord形式の様式にペーストすることなどは可能です。
136	別冊3 提案様式集Word形式	3,4	第2	1,2					様式6についても、副本への事業者名の実名記載は不可でしょうか？	様式6についても、副本への事業者名が特定できるような表示や表現は不可です。一次審査結果の通知の際に、提案受付番号を通知しますので、様式6-1の副本では法人名欄に「提案受付番号：〇番」と記載ください。別冊3「提案様式集Word形式」における記載が不十分でしたので、修正します。
137	別冊3 提案様式集Word形式	3,4	第2	1,2					副本について、事業者名以外の連携先等企業名は、実名にて記載してもよろしいでしょうか？	副本においては、連携先等の企業名も表示しないようにしてください。
138	別冊3 提案様式集Word形式	3,4	第2	1,2					正本に「企業名対応表」を添付し、事業者名について正副同内容としてもよろしいでしょうか？	ご質問の方法は不可とします。正本では事業者名が分かるように表示してください。
139	別冊3 提案様式集Word形式	3,4	第2	1,2					様式8は、A4・A3いずれのバインダーに綴じればよろしいでしょうか？	バインダーの指定はありません。
140	別冊3 提案様式集Word形式	3,4	第2	1,2					関心表明書等の提案を裏付ける書類を添付してもよろしいでしょうか？	「提出書類一覧」に記載のある書類以外の提出は認めません。
141	別冊3 提案様式集Word形式	3,4	第2	1,2					バインダーの表紙・背表紙の記載内容の指定はございませんでしょうか？	表紙・背表紙の内容の指定はありませんが、副本には事業者名が特定できるような表示や表現は禁止します。
142	別冊3 提案様式集Word形式	3,4	第2	1,2					参考図書等には「副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと」とありますが、参考図書以外の提出書類に関しては、そのような記載がありません。参考図書以外の提出書類の副本については、事業者名を記載してもよいでしょうか？	No.136の回答を参照してください。
143	別冊3 提案様式集Word形式	3,4	第2	1,2					提案書類について、インデックスについてはとくに記載がありませんが、応募者の任意で付けても構いませんか？	インデックスの指定はありませんが、インデックスをつけることも可とします。
144	別冊3 提案様式集Word形式	3,4	第2	1,2					インデックスは任意でよろしいでしょうか？	No.143の回答を参照してください。
145	別冊3 提案様式集Word形式	3,4	第2	1,2					「参考図書以外の提出書類」「参考図書等」について「バインダー」の指定がありますが、バインダーの表紙に記載する事項は応募者の任意で判断して構わないでしょうか。	No.141の回答を参照してください。
146	別冊3 提案様式集Word形式	3,4	第2	1,2					「参考図書以外の提出書類」については「すべてのデータをCD-ROMに保存のうえ1部提出すること」との記載がありますが、「参考図書等」については「図面及びパース等（様式7-1から様式7-6、様式8）については、作成ソフトは自由とするが、AdobePDF形式（.pdf）で提出すること」との記載になっています。参考図書等のデータは、参考図書以外の提出書類のCD-ROMデータに併せて格納して提出すればよろしいでしょうか。	No.130の回答を参照してください。
147	別冊3 提案様式集Word形式	4	第2	2					「副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。」とございますが、「参考図書等に係る記載内容及び記載方法」に記載がございますので、様式7-1～7-6のみ、事業者が特定できないように黒塗りするという理解でよろしいでしょうか。	No.136の回答を参照してください。

No.	書類名称	頁	項目						質問内容（原文のまま）	回答
148	別冊3 提案様式集Word形式	4	第2	2					参考図書は「15部提出」とありますが、これは、参考図書以外と同様に正本1部・副本14部との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別冊3「提案様式集Word形式」を修正し、その旨追記します。
149	別冊3 提案様式集Word形式	4	第2	2					様式7-4 外観等イメージパスについて A3横使い横書き3枚以内に、複数カットのイメージパスを配置してよい、という理解でよろしいでしょうか？ また、「鳥瞰イメージパスを最低1点」とは1カットを指し、これも3枚以内に含める、という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
150	別冊3 提案様式集Word形式	4,5	第2	2					参考図書で提出する様式7-3,5,6には各1/1000,1/500程度と記載がありますが、作成上の留意点が守られていれば縮尺は変更しても問題ないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-5_参加資格確認申請書 兼 誓約書							「注」 次の書類を添付すること。」として、印鑑証明書や商業登記簿謄本等の記載がございますが、入札参加資格の有無に関わらず、全社が提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-5_参加資格確認申請書 兼 誓約書							「注」 次の書類を添付すること。」として、印鑑証明書や商業登記簿謄本等の記載がございますが、募集要項 19ページ 第3-2- (2) -イ- (ウ) では、確認に必要な書類として、写しで良い旨記載がございますので、写しでもよろしいでしょうか。	様式2-5に添付する書類としては原本をご提出ください。
153	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-5_参加資格確認申請書 兼 誓約書							「注」 次の書類を添付すること。」として、法人等の概要、印鑑証明書や商業登記簿謄本等の記載がございますが、綴じ込むのは様式2-7の後ろという理解でよろしいでしょうか。	様式2-5の添付資料は、様式2-5もしくは様式2-7の後ろに綴じ込みしてください。
154	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-5_参加資格確認申請書 兼 誓約書							「注」 次の書類を添付すること。」として、「商業登記簿謄本（現在事項証明書）」と記載がございますが、履歴事項証明書でもよろしいでしょうか。	商業登記簿謄本（現在事項証明書）に代えて、履歴事項全部証明書をご提出いただいても差し支えありません。
155	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-5_参加資格確認申請書 兼 誓約書							「応募グループの構成法人等」は、1枚に集約した様式へ各社が連番で押印する書類となっています。しかし、各社が押印後に郵送する必要があり、手続きに多くの時間を要するため、各社がそれぞれ1枚の様式に押印する形式へご修正いただけないでしょうか。	様式2-5については、すべての構成法人等を一の書類に記載しなくてもよいものとします。 別冊3「提案様式集Word形式」を修正し、「応募法人又は応募グループの構成法人等の一部若しくは全部」について記載する様式とします。
156	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-5_参加資格確認申請書兼誓約書							納税証明書は「その3の3」でよろしいでしょうか。	法人税及び消費税・地方消費税の未納が無いことは「国税の納税証明書（その3の3）」の御提出で差し支えございませんが、法人市町村税や法人事業税等の義務づけられている税に係る納税証明書も併せてご提出ください。
157	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-7_添付資料提出確認書（設計業務を担当する法人の参加要件に関する書類）							「応募者欄に○印を記入すること」とございますが、6について提出が無い場合は応募者欄に斜線を引いてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-7_添付資料提出確認書（印鑑証明書）							弊社では指名参加登録に際し使用印鑑届を提出した上で、尼崎市様との契約・請求事務には使用印を押印しております。今回の応募書類に際しても使用印を押印した書類を提出したいと考えていますかよろしいでしょうか。また、使用印で提出する際には、印鑑証明書と併せて使用印鑑届を提出したほうがよろしいでしょうか。	押印については、尼崎市への指名参加登録等において届け出ている使用印を押印して提出いただいて差し支えありません。 なお、使用印を用いる場合は、当該使用印が尼崎市に届け出ている印鑑であることを確認するため、印鑑証明書に加えて、指名参加登録時に提出した使用印鑑届の写しを併せて提出してください。
159	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-7_添付資料提出確認書（法人市町村民税等の納税証明書）							国税は、募集要項 19ページ 第3-2- (2) -イ- (ウ) に記載がありますとおり、「その3の3」の提出でよろしいでしょうか。また、電子交付版を出力したものでよろしいでしょうか。	国税に係る納税証明書については、「その3の3」の提出で差し支えありません。また、e-Taxにより交付された電子納税証明書については、電子データを印刷したものの提出を認めます。この場合、様式2-7における「原本を添付すること」の規定にかかわらず、電子納税証明書の印刷物を原本と同等として取り扱います。
160	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-7_添付資料提出確認書							「※ 正本に原本を、副本に原本の写しを添付すること。」とございますが、「第1 提出書類一覧」によりますと1 部のみの提出ですので、副本は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別冊3「提案様式集Word形式」の記載が誤りであるため、修正します。
161	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-7_添付資料提出確認書							「決算報告書等」は様式6-5の添付資料となっていますが、様式2-7の提出時点で「応募者」欄に○印を記載したうえで提出が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。参加表明書等の提出時と業務提案書等の提出時の両方でご提出ください。
162	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-7_添付資料提出確認書							法人市町村税等の納税証明書について ・当社には複数の事業所がありますが、本社所在地に係る納税証明書のみを提出すればよろしいでしょうか。それとも、事業所所在地ごとの納税証明書の提出が必要でしょうか。 ・また、本社所在地は東京都ですが、大阪支店名義（又は大阪支店から）で応募する場合、納税証明書の提出についてはどのような取扱いとなるかご教示ください。	申請者となる者の所在地に係る納税証明書を添付してください。

No.	書類名称	頁	項目	質問内容（原文のまま）	回答
163	別冊3 提案様式集Word形式		様式2-7_添付資料提出確認書、様式6-5(別紙1)_応募者の財務状況	様式6-5(別紙1)では、過去3期の有価証券報告書、過去3期の法人税申告書、代表法人については、当期の業績予想や予想損益計算書など当期の経営状況がわかる資料、を添付資料として提出することありますが、これらの添付資料は、様式2-7の5にも記載があります。これらの添付資料は、様式2-7の提出時あるいは様式6-5(別紙1)の提出時、どちらのタイミングで提出すればよいでしょうか。	No.161の回答を参照してください。
164	別冊3 提案様式集Word形式		様式2-8_市税納付状況確認同意書	「応募グループの構成法人等」は、1枚に集約した様式へ各社が連番で押印する書類となっています。しかし、各社が押印後に郵送する必要があり、手続きに多くの時間を要するため、各社がそれぞれ1枚の様式に押印する形式へご修正いただけないでしょうか。	様式2-8については、すべての構成法人等を一の書類に記載しなくてもよいものとします。 別冊3「提案様式集Word形式」を修正し、「応募法人又は応募グループの構成法人等の一部若しくは全部」について記載する様式とします。
165	別冊3 提案様式集Word形式		様式2-10、11_法人に関する資格等	JVの場合、各代表構成法人と構成法人で出資比率の規定はありますか。（出資比率が高い法人が代表構成法人など）	特に規定はありません。
166	別冊3 提案様式集Word形式		様式2-12_指定管理者指定申請書	申請者情報記入欄に@の記載はありませんが、捺印無しでよろしいでしょうか。他様式では、「代表者氏名」の横に@がありましたので、念のため確認です。	様式2-12については押印は不要です。
167	別冊3 提案様式集Word形式		様式2-12_指定管理者指定申請書	様式2-7に記載のある添付書類と異なりますが、「※他の様式により添付することとなっている書類については兼用可とする。」とございますので、こちらには、3、4、5、7、8、10のうち水道料金納付済証明書のみを添付するという理解でよろしいでしょうか。	「4 役員の名簿」については、様式2-12（別紙1）として添付する必要があります。その他については、ご理解のとおりです。
168	別冊3 提案様式集Word形式		様式2-12_指定管理者指定申請書	財産目録は、通常、「事業継続をしている株式会社が作成することはない」と認識しております。弊社は株式会社ですので、貸借対照表の提出でよろしいでしょうか。	財産目録を作成していない場合は法人税申告書に添付している勘定科目内訳明細書を代替資料として提出してください。
169	別冊3 提案様式集Word形式		様式2-12_指定管理者指定申請書	「水道料金等の最近1年間分及び滞納が無いことを証する書類」とございます。水道料金を滞納することは余程の事と考えますので、提出が必要な理由をご教示ください。また、提出が必要な場合、「口座振替のお知らせ（振替済金額内訳）」でもよろしいでしょうか。何か月分必要でしょうか。「口座振替のお知らせ（振替済金額内訳）」では不可の場合、本社所在地の水道局に「滞納が無いことを証する書類」が無いため、「下水道料金領収金額」という証明書になりますかよろしいでしょうか。	募集要項のP14（第3-2-(2)-ア-(ウ)）に記載の要件の確認のために添付していただくものです。 ご指摘の通り、水道料金の滞納は通常、特別な事情がある場合に限られます。しかし、図書館及び公園の指定管理者として、市民の皆様に安心・安全で質の高いサービスを継続的に提供していただくためには、応募者の経営管理能力や社会的信用が重要な判断材料となります。 公共施設の管理者として、契約上の義務を誠実に履行できるかどうかを総合的に評価する観点から、税及び水道料金の滞納状況を確認させていただいております。特に水道料金は、行政が直接管理する公共料金の一つであり、滞納がないことを証明していただくことは、応募者の信用力や責任感を客観的に示す指標として有効であると考えているため、提出をお願いしています。 また、ご提出いただく書類については、「下水道料金領収金額」の証明書で差し支えありません。
170	別冊3 提案様式集Word形式		様式2-12_指定管理者指定申請書	申請書に添付する事業報告書や財務諸表等の書類について、新図書館と大井戸公園の指定管理業務を実際に担う運営会社のものではなく、代表法人（設計会社）の書類を提出することで問題ないでしょうか。	実際に指定管理者となる予定の事業者の代表（管理運営法人等の代表構成員）を申請者としてください。 様式2-12の「申請者」を「応募法人又は応募グループの代表法人」と記載しておりましたが、「管理運営法人又は管理運営JVの代表構成員」が正しい記載となりますので、別冊3「提案様式集Word形式」を修正します。
171	別冊3 提案様式集Word形式		様式2-12_指定管理者指定申請書	指定管理指定申請書の添付書類の、1.指定管理者事業計画書（様式6-6）、2.管理運営費収支提案書（様式6-8、及び同別紙1～3）につきまして、業務提案書の様式のため、参加表明書等の受付時点では提出が難しいかと思われますが、必須要件でしょうか。	No.128の回答を参照してください。
172	別冊3 提案様式集Word形式		様式5-1_業務提案書 定量的事項（表紙）	様式5-2及び様式5-3の注釈に「副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと」とありますが、様式5-1については副本に「応募法人又は応募グループ代表法人名」を明記しても問題ないでしょうか。	様式5-1～5-3は、1部のみの提出になりますので、事業者名を表記して御提出ください。別冊3「提案様式集Word形式」の記載が誤りであるため、修正します。
173	別冊3 提案様式集Word形式		様式5-1～3_業務提案に関する提出書類（定量的事項に関する書類）	様式5-3「新図書館開館準備等業務に係る価格提案書」に「副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと」とありますが、「業務提案に関する提出書類（定量的事項に関する書類）」（様式5-1、5-2、5-3）は、提出書類一覧に記載のとおり正本1部のみの提出という認識でよろしいでしょうか。	No.172の回答を参照してください。
174	別冊3 提案様式集Word形式		様式6（全般）	様式6において、右肩に通し番号を入れ、必要な余白は確保したうえで、様式集に記載のある枠を拡大することは可能でしょうか。	No.133の回答を参照してください。
175	別冊3 提案様式集Word形式		様式6-1、様式7-1_業務提案書（表紙）	様式6-1・様式7-1の表紙に記載する法人名は正本・副本それぞれどのように記載すればよろしいでしょうか？	一次審査結果の通知の際に、提案受付番号を通知するため、様式6-1及び様式7-1の正本では「応募法人又は応募グループ代表法人名」を、副本では法人名欄に「提案受付番号：○番」と記載ください。記載が不十分でしたので、別冊3「提案様式集Word形式」を修正し、その旨追記します。
176	別冊3 提案様式集Word形式		様式6-3_管理運営等業務に係る配置人員計画の提案概要	管理運営JVの場合の記載は法人ごとでしょうか。それとも合算でしょうか。	合算で提案いただく想定ですが、記載が難しい場合は、表を複写したうえで、法人ごとにご提案いただくことも可とします。

No.	書類名称	頁	項目	質問内容（原文のまま）	回答
177	別冊3 提案様式集Word形式	様式6-4～10		各様式の「※」において、「なお、『評価のポイント』は例示であり、評価にあたっては、本項目に関連する他の提案事項も評価する場合があることに留意すること。」とありますが、「事業者選定基準」P8～9に記載された「評価のポイント」と「他の提案事項」の配点関係について確認させてください。 「評価のポイント」で満点を得た上で、「他の提案事項」によりさらに点数が加算される（満点を超える）場合もあり得るのでしょうか。あるいは、「他の提案事項」の評価も含めたトータルで満点とする認識でしょうか。採点・配点の考え方を教えてください。	定性的事項については、別冊4「事業者選定基準」P8～P9で示す評価項目ごとの配点内で評価をし、定量的事項の点数と合計して得点を算出します。 ご質問の記載については、「評価のポイント」として記載している項目はあくまで例示であり、各項目の評価にあたっては、その他の視点も踏まえて評価する場合があるという趣旨であり、「他の提案事項の評価」は「評価のポイント」には記載していない視点からの評価とお考えください。
178	別冊3 提案様式集Word形式	様式6-4～10		各様式の余白サイズは、常識の範囲内で応募者のほうで任意に変えてよろしいでしょうか。	No.133の回答を参照してください。
179	別冊3 提案様式集Word形式	様式6-5（別紙1）_応募者の財務状況		「※応募法人又は応募グループの全ての構成法人等について、財務状況を説明する資料として、以下を別添資料として提出すること。」として財務書類等の記載がございしますが、様式2-7の添付資料として提出したものをこちらにも添付するということになりますでしょうか？	ご理解のとおりです。
180	別冊3 提案様式集Word形式	様式6-5（別紙1）_応募者の財務状況		「※応募法人又は応募グループの代表法人については、当期の業績予想や予想損益計算書など当期の経営状況がわかる資料を添付資料として提出すること。」とございますが、直近の合計残高試算表の提出でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 当期の経営状況が確認できる資料であれば、直近の合計残高試算表の提出でも差し支えありません。
181	別冊3 提案様式集Word形式	様式6-5（別紙1）_応募者の財務状況（財務状況以外の経営指標）		従業員数計の枠の右側に「a=b+c」と数式が示されていますが、こちらは何を意味していますでしょうか。	誤記であり、特に意味はございません。別冊3「提案様式集Word形式」を修正します。
182	別冊3 提案様式集Word形式	様式7-1_業務提案書 参考図書（表紙）		「※ 表紙に目次（様式番号、図面名称、頁番号等）を作成すること。」とございますが、A3版の左側半分に「尼崎市新図書館整備等事業 業務提案書 参考図書（表紙）」と記載し、右側半分に目次を記載するという理解でよろしいでしょうか。	特に指定はありません。様式の右半分、下半分などに目次を記載いただくことでも差し支えありません。
183	別冊3 提案様式集Word形式	様式7-1_業務提案書 参考図書（表紙）		「※表紙に目次（様式番号、図面名称、頁番号等）を作成すること。」とありますが、様式7の全体を通じて通しページ番号を付すということでしょうか？	ご理解のとおりです。
184	別冊3 提案様式集Word形式	様式7-1_業務提案書 参考図書（表紙）		「※表紙に目次（様式番号、図面名称、頁番号等）を作成すること。」と記載がありますが、目次は表紙と同じ紙面内で記載すればよいでしょうか。また「図面名称」ではなく書類の名称と読み替えてよろしいでしょうか。「頁番号」は応募者の任意の形式で付けてよろしいでしょうか。	目次については、No.182の回答を参照してください。 「図面名称」という記載は誤りであり、「書類名称」が正になりますので、別冊3「提案様式集Word形式」をそのとおり修正します。 頁番号はご理解のとおりです。
185	別冊3 提案様式集Word形式	様式8 提案概要書（公表用）		様式8「提案概要書（公表用）」については、提出方法の記載がありません。どのように提出（期日、部数、表紙の有無、等）したらよいでしょうか。	別冊3「提案様式集Word形式」P2提出書類一覧及びP4参考図書等に係る記載内容及び記載方法を参照の上、御提出ください。様式8に関する記載が不十分であったため、別冊3「提案様式集Word形式」を修正し、様式8について追記します。
186	別冊3 提案様式集Excel形式	様式6-8（別紙1）_指定管理事業収支計画書 積算内訳書		注釈として「1. このシートは、令和●年度から令和●年度までの11か年度分を年度ごとに作成すること（令和●年度（0年目）は●か月分）。」とありますが、別紙③事業行程表を参照し令和12年度から令和23年度までの11か年度を年度ごとに作成し、令和12年度を0年目として9か月分という認識で相違ないでしょうか。	指定管理事業収支計画書 積算内訳書の対象年度は、令和12年度から令和22年度（令和23年3月31日まで）になります。令和12年度については、指定管理者基本協定（本協定）の締結日（令和12年6月を想定）から令和12年度末までを想定し、御提出ください。
187	別冊3 提案様式集Excel形式	様式6-8（別紙2）_指定管理事業収支計画書（10年間）		0年目から10年目までの記載が指示されていますが、指定管理期間第2期最終年度（令和23年度）の記載は必要ないでしょうか。	管理運営期間のⅡ期は令和23年3月31日までですので、指定管理期間第2期最終年度（令和22年度）までの想定で、御提出ください。
188	別冊4 事業者選定基準	8 第3 4		要求水準書等で事業者に提案が委ねられている「駐車場管理運営業務」及び「バラ園保護育成業務」について、どの項目あるいは評価のポイントで審査されるのか御教示願います。	駐車場管理運営業務及びバラ園保護育成業務については、独立した審査項目として評価するものではありません。 これらに関する提案内容については、その内容に応じて、「新図書館等の管理運営計画」、「周辺まちづくり活性化」及び「新図書館計画・公園リニューアル計画等」などの関連する審査項目において総合的に評価します。
189	別冊4 事業者選定基準	9 第3 4 II 4		Park－PFI等の対象事業は、カフェを想定されているのでしょうか？	Park-PFI等の制度を活用する場合の、民間事業者が実施する事業内容については、カフェに限らず、その他の飲食店や屋内遊戯施設なども想定されと考えています。
190	別冊4 事業者選定基準	6,8 第3 1,3		「事業コンセプト・実施体制等に関する項目」についての配点（40点）の内訳が、P6上表とP8では異なっていますが、どちらが正しいでしょうか。	別冊4「事業者選定基準」のP8（第3-4）【定性的事項審査項目及び配点一覧】に記載の配点が正になりますので、同P6（第3-1）の記載を修正します。
191	別冊4 事業者選定基準	6,8 第3 1,4		P6では、「定性的事項 I 事業コンセプト・実施体制等に関する項目40点」の中項目の配点が「1：20点／2：20点」となっておりますが、P8では「1：25点／2：15点」と異なっております。どちらが正しいでしょうか。	No.190の回答を参照してください。

No.	書類名称	頁	項目	質問内容（原文のまま）	回答
192	別冊5 優先交渉権者基本協定書（案）	6	第10条第2項	「甲は、前項の場合のみならず、甲の判断により、本施設の全部又は一部につき、指定管理者基本協定を締結しないことができる」とありますが、甲の判断とはどのような事を想定されてますでしょうか。また、新図書館開館準備等業務委託契約及び設計業務委託契約を締結し、指定管理者基本協定だけ締結されない事があるのでしょうか。	第10条2項の甲の判断については、例えば、Park-PFI等の制度活用により、大井戸公園の一部を指定管理者以外事業者が管理することとなった場合に、管理区分の明確化を目的として当該部分を指定管理対象範囲から除くことなどが想定されると考えています。 将来的な本事業を取り巻く地域の状況、利用者層及び利用者ニーズの変化等や新図書館開館準備等業務の進捗の中で生じるであろう具体的な状況等の事情を本市として独自に判断する考えです。従って、ご質問のとおり、指定管理者基本協定だけ締結されないことがあり得ます。
193	別冊6 設計業務委託契約書（案）	5	第10条の2	第1項では「知的財産は受託者に帰属」とありますが、第3項では「譲渡された著作権」と記載されていますが、矛盾しておりませんか。 委託契約書（案）の確認のため。	第10条の2第1項による受託者帰属の原因となる法律関係は、原始取得のみならず承継取得の場合もあり得るところ、同条第3項は承継取得の場合に関する規定です。
194	別冊6 設計業務委託契約書（案）	1,2 8	第3条他、別紙3 定義集	「業務水準」は「要求水準書」とは別と考えてよろしいでしょうか。 質問の意図は、業務を遂行する際の基準となるため。	別冊6「設計業務委託契約書（案）」別紙3の定義集の(3)のとおり、募集要項等は業務水準を構成する書類の一つであるところ、募集要項等とは、第1条第3項に基づき優先交渉権者基本協定書において、募集要項に添付された公表資料を含む旨定義されておりますので、要求水準書も業務水準を構成する書類の一つとなります。
195	別冊7 新図書館開館準備等業務委託契約書（案）	4～ 5	第10条の2	※指定管理者協定の同様の記載も同様 受託者が本契約締結以前から保有するノウハウ、権利は移転の対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の対象とされている頁が新図書館開館準備等業務委託契約書（案）4～5頁ありますので、ご質問の対象とされているノウハウや権利とは知的財産権の範疇に入るものと理解して、以下、回答させていただきます。 「ノウハウ」が権利と言えるほどの実質を有するものである場合、及び「権利」が第10条の2所定の知的財産権に該当する場合で、それらが成果物に含まれているときは、第10条の2第1項に基づき、委託者に権利が移転することになります。指定管理者基本協定書(案)においても、第70条第1項に基づき、甲に権利が移転することになります。
196	別冊7 新図書館開館準備等業務委託契約書（案）	11	第22条	契約解除事由は受託者、指定管理者に帰責性がある場合、という理解でよろしいでしょうか。	契約解除事由は、第19条に委託者の任意解除権に関する規定もありとあり、受託者に帰責性がある場合に限定されるものではありません。具体的には、業務委託契約書の各条項をご確認下さい。なお、指定管理については、指定管理者基本協定書(案)をご確認下さい。
197	別冊8 指定管理者基本協定書（案）	6	第12条第3項	本項に記載された内容が、仕様書、募集要項には記載されていませんが、本項の考え方が今回の提案にも適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問に「本項に記載された内容」とあるのは第12条第1項の「乙は、法令及び業務水準に従って管理運営等業務を遂行しなければならない」と定められている点を指し、ご質問に「仕様書」とあるのは「要求水準書」を指すものと理解して回答させていただきます。 第12条第1項所定の業務水準とは、第1条第3項により新図書館開館準備等業務委託契約書(案)の別紙2・定義集の(4)及び優先交渉権者基本協定書(案)の第1条第11号に基づき、募集要項やその添付資料である要求水準書の内容を含んでいるものとなります。よって、募集要項や要求水準書を含め業務水準の定義に含まれる全文書の内容に従ったご提案をいただく必要があります。
198	別冊8 指定管理者基本協定書（案）	9	第20条	設備保守業務等を専門業者へ再委託する場合の承認手続きについて、指定管理開始時に再委託先一覧を提出し承認を受けた場合、事業期間中に再委託先の変更がない限り、個別の承認手続きは不要との理解でよろしいでしょうか。	現時点ではご理解のとおりです。第20条第2項記載の事前の甲の書面による承認を得た場合に再委託等は可能であり、当該承認を得る方法について特段の規定は設けておりません。
199	別冊8 指定管理者基本協定書（案）	15	第37条	本件施設の修繕等に要する経費について、1件につき100万円未満の場合は指定管理者負担とされていますが、年間上限金額を設定いただけませんかでしょうか。	本条項は、尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン（以下URL「ガイドライン参考資料1 基本協定書(例示) 第35条(※精算制でない)参照」）に準拠して作成されたものであり、本市指定管理導入施設事例の実勢に合わせて設定しているため、年間上限金額の設定は出来かねます。 (https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/288/shiteikanri_guideline_R611_2.pdf)
200	別冊8 指定管理者基本協定書（案）	15	第37条	修繕費の費用区分が明確に定められておりません。 (1件100万円未満：指定管理者 1件100万円以上：協議) 100万円以上のご負担は貴市という理解でよろしいでしょうか。 他自治体での費用負担区分は金額により明確に分かれております。原案の場合、その理由をお教えください。	本条項は、尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン（以下URL「ガイドライン参考資料1 基本協定書(例示) 第35条(※精算制でない)参照」）に準拠して作成されたものであり、本市指定管理導入施設事例の実勢に合わせて設定しているため、年間上限金額の設定は出来かねます。 本市として、修繕費用が100万円以上となる場合について不合理に事業者に負担を行わせる意向はありませんが、本市において100万円を超える費用を当然に負担する条項とすることはできませんので、状況に応じて真摯に協議させていただきたく存じます。 (https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/288/shiteikanri_guideline_R611_2.pdf)
201	別冊8 指定管理者基本協定書（案）	23	第51条第4項	「この条の規定は、指定期間が満了した後も効力を有するものとする」とありますが、業務の引継ぎは業務終了後1年間の有効としていただけないでしょうか。この条項ですと、業務の引継ぎが終わる事がないです。	第51条第4項に関し、本市として、指定管理者に不合理に長期間、引継ぎ業務を行わせるような考えは持っておりませんが、引継ぎ業務が完了していない状況にもかかわらず、一定の期間が経過したことをもって、引継ぎ業務等を行わせることは、当然ながらできません。よって、原案のままとさせていただきます。

No.	書類名称	頁	項目	質問内容（原文のまま）	回答
202	別冊8 指定管理者基本協定書（案）	24	第54条第1項第12号	第54条1項12号の対象が広漠です。 この条項が適用されるのは、貴市のご判断が客観的かつ合理的理由がある場合という理解でよろしいでしょうか。この場合、下記のように修正は可能でしょうか。 「(12)前各号に定めるもののほか、乙が指定管理者として本施設の管理を継続することが適当でないと客観的かつ合理的理由がある場合」	基本的にはご理解のとおりですが、本市として、指定管理者が本件施設の管理を継続することが適当でないと判断した場合には、指定を取り消させていただく必要がありますので、事業者公募にあつての別冊8「指定管理者基本協定書（案）」としては、原案のままとさせていただきます。 なお、指定管理者基本協定書の内容については、締結までに管理運営法人等と本市との協議に基づいて調整することとなるため、当該条項の表現に見直しに関しても、協議に応じることが可能です。（「前各号に定めるもののほか、乙が指定管理者として本件施設の管理を継続することが適当でないと甲が客観的かつ合理的に判断したとき」とするなど。）
203	別冊8 指定管理者基本協定書（案）	25	第54条第6項	違約金の金額について、年度協定において定めると記載がありますが、代替の水準があるようでしたら教えてください。	尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン記載のとおり、年度協定第4条記載の金額（指定管理料）の5%程度をお見込みください。 (https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/288/shiteikanri_guideline_R611_2.pdf)
204	別冊8 指定管理者基本協定書（案）	32	別表● リスク分担表（第18条関係） ※2	「事業者が故意または過失により施設利用者又は周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合で、市がその損害を賠償した場合には、指定管理者に対して市は求償権（損害の補填を求める権利）を行使できるものとする」との規定について、指定管理者側で故意または過失の有無を争っている状態で市が独自の判断により第三者への賠償を行うことは、指定管理者の防御機会を失わせるため想定されていない（市は事前に指定管理者への通知および協議を経る）と理解してよろしいでしょうか。	「故意又は過失」の有無については、法律上の判断であり、終局的には裁判所の法的判断に委ねられることですので、本市として、事業者に「故意又は過失」が存在すると判断した場合には、本市が第三者に賠償等を行ったうえで、事業者に対して求償を行うことになり、事業者として「故意又は過失」を争うのであれば、本市から事業者に対する求償訴訟において、事業者から「故意又は過失」の存在について主張等されることになるものと認識しています。とはいえ、本市としても無用な紛争は望まないため、状況に応じ、市の独自の判断の下で、指定管理者に対する事前通知や指定管理者との事前協議を行うこともあり得ると考えています。
205	別冊8 指定管理者基本協定書（案）	32	別表● リスク分担表（第18条関係） ※4	「※4 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合、一定調整する。詳細は別表●を参照すること。」とありますが、基準をお教えてください。	当該リスク分担については、指定管理協定書締結までの管理運営計画等の検討プロセスを通じて、事業者と協議するとともに、本市の他の指定管理者制度導入施設における物価変動に係るリスク分担条件等の実勢を踏まえて本市が決定するものとします。
206	別冊8 指定管理者基本協定書（案）	32	別表● リスク分担表（第18条関係） 番号12	住民対応リスクについて、市リスクを「本事業の実施自体または市が公募書類等において事業者に提示した条件に関する近隣住民等の反対運動、訴訟、要望等への対応」とし、それ以外を事業者リスクとする分担当が示されておりますが、事業者が管理・予見不可能な外部要因に起因する住民対応（例：本事業に起因しない大井戸公園の一般利用者に係る隣接住民からの騒音・光害等の苦情・訴訟等）については、事業者が予見可能性を欠く以上、事業者リスクの対象外と整理いただけると理解してよろしいでしょうか。	リスク分担表記載のとおり、本市が決定した内容（本事業の実施自体及び本市が公募書類等において事業者に提示した条件）については本市の負担とさせていただきますが、それ以外については、事業者に負担いただくこととなりますので、上記の本市が決定した内容以外のものについては、その予見可能性の有無にかかわらず、事業者においてご負担いただくべきこととなります。
207	別冊8 指定管理者基本協定書（案）	10～12	第4章 災害等の発生時等における施設利用に関する事項	避難所開設等に伴い、指定管理者が通常業務の範囲を超えて対応した場合に発生する追加人件費等は、市の負担として別途精算されとの理解でよろしいでしょうか。	第28条第1項第3号記載のとおりであり、「避難場所等の開設又は運営に係る人件費」については、甲と乙が協議したうえで本市(甲)の負担とすることが適当と認められるものについて、本市が負担することになります。
208	別添資料1			現況測量図ですが、敷地境界線をお示しいただけませんか。できましたら、敷地境界線の情報が入ったデータを再度いただけないでしょうか。	No.45の回答を参照してください。
209	別添資料3			電力および通信の整備状況図がございませんでしたが、いただくことは可能でしょうか。 質問の意図・背景として、シティスポーツクラブ尼崎WOODYが閉館された現在、外構・公園・道路へのインフラ状況を把握する必要がありますためです。	公園の照明設備に関する図面については、追加公表する別添資料を参照してください。ただし、整備当初の図面であり、現状と異なる可能性がありますので、必要に応じて調査を行ってください。 また、シティスポーツクラブ尼崎WOODYで使用していた電気・通信設備の引き込み箇所等については、直接配布資料に含まれる当時の図面に記載があります。（当該資料の配布申込は7月17日をもって受付を締め切りしました。）
210	別添資料3			インフラ整備状況図のCADファイルを提供していただけないでしょうか？	保有しているインフラ整備状況図のCADファイルについては、優先交渉権者等選定後に、選定された事業者へ提供します。
211	—			募集要項等の公表前に実施方針及び要求水準書（案）に対しての質問・意見への回答書がございしますが、その内容は今回の募集要項等の公表の資料に反映されており、実施方針及び要求水準書（案）に対しての質問・意見への回答書自体は関係ないものと考えてよろしいでしょうか。	別冊6「設計業務委託契約書（案）」及び別冊7「新図書館開館準備等業務委託契約書（案）」の第4条並びに、別冊8「指定管理者基本協定書（案）」の第12条に規定しているとおり、実施方針及び要求水準書（案）に対する質問・意見への回答書についても、各契約・協定の契約内容を構成するものになります。
212	—			設計の対象の市道第390号線に関する平面形状、断面構成に関する図面情報（現況測量図面、断面図等）を提供していただけないでしょうか？	当該路線の現況測量業務委託を現在発注しており、10月末以降に図面等が完成するため、優先交渉権者等決定後に選定された事業者に対して提供します。
213	—			周辺を含めた流域計画図及び流量計算書を提供していただけないでしょうか。雨水流出抑制について周辺を含めた検討を行いたく存じます。	当該区域の区画割施設平面図及び流量計算書を別添資料として追加公表します。